

【表紙】

| | |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2020年2月21日提出 |
| 【発行者名】 | 岡三アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 綿川 昌明 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区京橋二丁目2番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 窪田 英喜 |
| 【電話番号】 | 03-3516-1432 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 | ミリオン（従業員積立投資プラン）ボンドミックス ポートフォリオ |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】 | 継続募集額(2020年2月22日から2020年8月21日まで) 1,000億円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ミリオン（従業員積立投資プラン）ボンドミックスポートフォリオ
（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

1口当たりの発行価格は、取得申込受付日の基準価額とします。

取得申込受付日は、事務局を通じ販売会社に入金された日となります。

「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

お問い合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されているお問い合わせ先をご覧ください。

(7) 【申込期間】

2020年 2月22日から2020年 8月21日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されているお問い合わせ先をご覧ください。

販売会社と販売会社以外の金融商品取引業者が取次契約を結ぶことにより、当該金融商品取引業者が当該販売会社にファンドの取得申込み等を取り次ぐことがあります。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、各企業・団体の事務局を通じ、申込金額を原則として給与天引きにより販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されているお問い合わせ先をご覧ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」と称する場合があります。）における振替受益権です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転を、コンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等が、コンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

申込証拠金

ありません。

日本以外の地域における発行

ありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、日経平均株価（225種）採用の株式とわが国の公社債等を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長と安定した収益の確保をはかることを目的として、運用を行います。

信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金200億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のとおり分類されます。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|------------|-----------|-------------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 |
| | 海外 | 債券 |
| 追加型 | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|--------|------|--------|------|
|--------|------|--------|------|

| | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------|------------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル | ファミリーファンド |
| | 年2回 | 日本 | |
| | 年4回 | 北米 | |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年6回 (隔月) | 欧州 | |
| | 年12回 (毎月) | アジア | |
| 不動産投信 | 日々 | オセアニア | |
| その他資産 () | 日々 | 中南米 | |
| | その他 () | アフリカ | |
| 資産複合 (その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))、 債券 一般) 資産配分固定型 資産配分変更型 | | 中近東 (中東) | |
| | | エマージング | |

ファンドは、ファミリーファンド方式により、マザーファンドの受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式の運用を行います。また、国内の債券の運用は、ファンドが直接投資を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「資産複合（その他資産（投資信託証券（株式 一般））、債券 一般）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「資産複合」とは分類・区分が異なります。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

[商品分類表の定義]

《単位型投信・追加型投信の区分》

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

- (1) インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、[属性区分表の定義]で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

[属性区分表の定義]

《投資対象資産による属性区分》

(1) 株式

一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

一般・・・次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記からの「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記からに掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

- (1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他・・・上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

- (1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経225

(2) TOPIX

(3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

《特殊型》

(1) ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

(2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3) ロング・ショート型 / 絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

《ファンドの特色》

- 日経平均株価（225種）採用の株式への投資により売買益の獲得をねらい、わが国の公社債等への投資により利息収入の確保をはかり、信託財産の成長と安定した収益の確保をはかることを目的として、運用を行います。

日経平均株価（225種）とは…

日経平均株価（225種）は、日本経済新聞社が東証一部上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象に算出・公表している株価指数であり、わが国の株式市場動向を反映する代表的な指数のひとつです。

- ・「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ・「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
- ・ファンドは、投資信託委託会社などの責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用およびファンドの受益権の取引に関して、一切責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

- 株式の運用は、ミリオン・インデックス マザーファンド受益証券への投資を通じて、「ファミリーファンド方式」で行います。

また、公社債の運用は、ファンドが直接投資を行います。

- 株式の運用は、投資成果を日経平均株価（225種）の動きにできるだけ連動させるため、「岡三ASMモデル」に従い、ポートフォリオ管理を行います。

イ. 日経平均株価（225種）採用銘柄のうち、原則として、100銘柄程度以上に、分散投資を行います。

ロ. 株式の組入比率は、高位を保ちます。

※原則として、上記イ、ロの投資態度に基づき運用を行います。資金動向や市況動向によっては上記の運用が行われない場合があります。

岡三ASMモデルとは

岡三ASMモデルは、現代ポートフォリオ理論のうち、CAPM (Capital Asset Pricing Model: 資本資産評価モデル) の考え方をもとに、業種の構成関係など独自の考え方を盛り込んで開発した資産運用システムです。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

分配方針

毎年11月26日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた利子収入と売買益等の全額とします。
- 委託会社が、基準価額水準・市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（２）【ファンドの沿革】

1987年11月27日 信託契約締結、設定、運用開始

2007年 1月 4日 投資信託振替制度へ移行

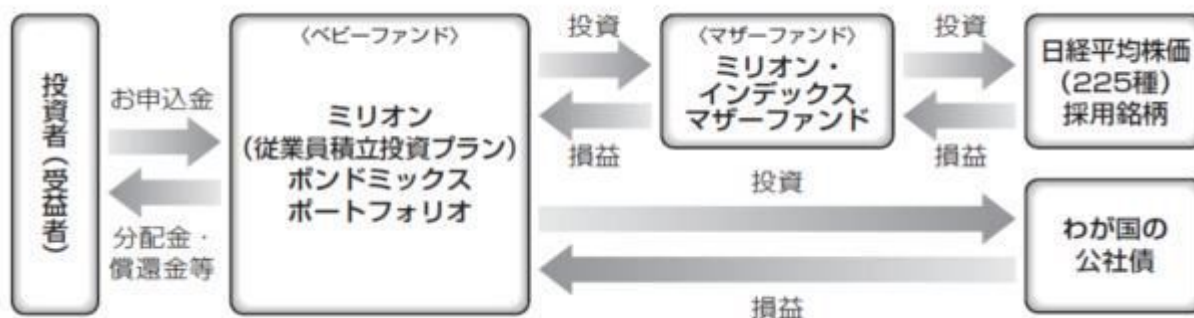
（３）【ファンドの仕組み】

ファミリーファンド方式

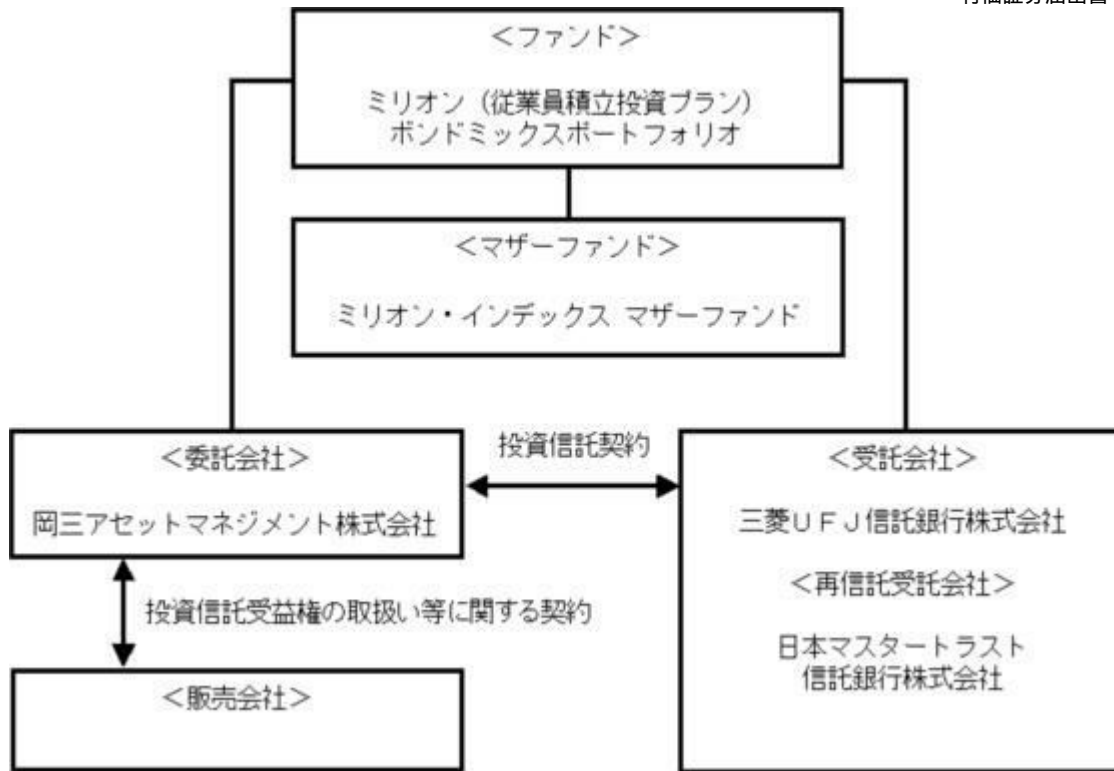
株式の運用は、ミリオン・インデックス マザー・ファンドの受益証券への投資を通じて、「ファミリーファンド方式」で行います。

公社債の運用は、ファンドが直接投資を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



ファンドの関係法人とその役割



| 関係法人 | 役割 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社 | 投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。 |
| 受託会社 | 投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。 |
| 再信託受託会社 | 受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。 |
| 販売会社 | 委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金の再投資、償還金及び解約金の支払事務等を行います。 |

委託会社の概況（2019年11月末日現在）

資本金
10億円

委託会社の沿革

| | |
|-------------|-----------------------------------------|
| 1964年10月 6日 | 「日本投信委託株式会社」設立 |
| 1987年 6月27日 | 第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円） |
| 1990年 6月30日 | 第三者割当増資の実施（新資本金 10億円） |
| 2008年 4月 1日 | 岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更 |

大株主の状況

| 名 称 | 住 所 | 持株数 | 持株比率 |
|-----|-----|-----|------|
|-----|-----|-----|------|

| | | | |
|--------------|-------------------|----------|--------|
| 岡三興業株式会社 | 東京都中央区日本橋小網町9番9号 | 253,400株 | 45.68% |
| 株式会社岡三証券グループ | 東京都中央区日本橋1丁目17番6号 | 174,801株 | 31.51% |
| 岡三にいがた証券株式会社 | 新潟県長岡市大手通1丁目5番地5 | 40,150株 | 7.24% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

ファンドは、信託財産の成長と安定した収益の確保をはかることを目的として、運用を行います。

運用方法

a 投資対象

ミリオン・インデックス マザー・ファンド受益証券及びわが国の公社債等を主要投資対象とします。

なお、有価証券の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

b 投資態度

受益証券への投資により売買益の獲得をねらい、公社債等への投資により利息収入の確保をはかります。

(2)【投資対象】

有価証券

委託会社は、信託金を、岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「ミリオン・インデックス マザー・ファンド」のほか以下の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)で市場性のあるものに投資することを指図します。

a 国債証券

b 地方債証券

c 特別の法律により法人の発行する債券

d 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

e コマーシャル・ペーパー

f 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で上記aからeまでの性質を有するもの

g 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

h 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a 預金
- b 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c コール・ローン
- d 手形割引市場において売買される手形
- e 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(参考)ファンドが投資するマザーファンドの概要

ミリオン・インデックス マザーファンド

| | |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社 | 岡三アセットマネジメント株式会社 |
| 基本方針 | わが国の株式市場の動きと長期成長をとらえることを目標に、日経平均株価をモデルとして運用を行います。 |
| 投資対象 | わが国の金融商品取引所上場株式のうち日経平均株価に採用された銘柄を投資対象とします。 なお、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。 |
| 投資態度 | 投資成果を日経平均株価の動きにできるだけ連動させるため、岡三 A S M モデルに従い、ポートフォリオ管理を行います。 原則として、上記投資対象銘柄のうち100銘柄程度以上に、分散投資を行います。 株式の組入比率は、高位を保ちます。 |
| 主要な投資制限 | 株式への投資には、制限を設けません。 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 有価証券先物取引等は、約款の範囲で行います。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 |
| 決算 | 毎年11月26日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。 |
| 信託報酬 | ありません。 |
| その他 | ・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。 |

岡三ASMモデルとは

岡三ASMモデルは、現代ポートフォリオ理論のうち、CAPM（Capital Asset Pricing Model:資本資産評価モデル）の考え方をもとに、業種の構成関係など独自の考え方を盛り込んで開発した資産運用システムです。

岡三ASMモデルの機能は次の通りです。

イ. 日経平均株価や東証株価指数に連動した投資成果をめざします。

（インデックス・スライド）

ロ. 東証株価指数等を上回る投資成果をめざします。

（インデックス・プラス・アルファ）

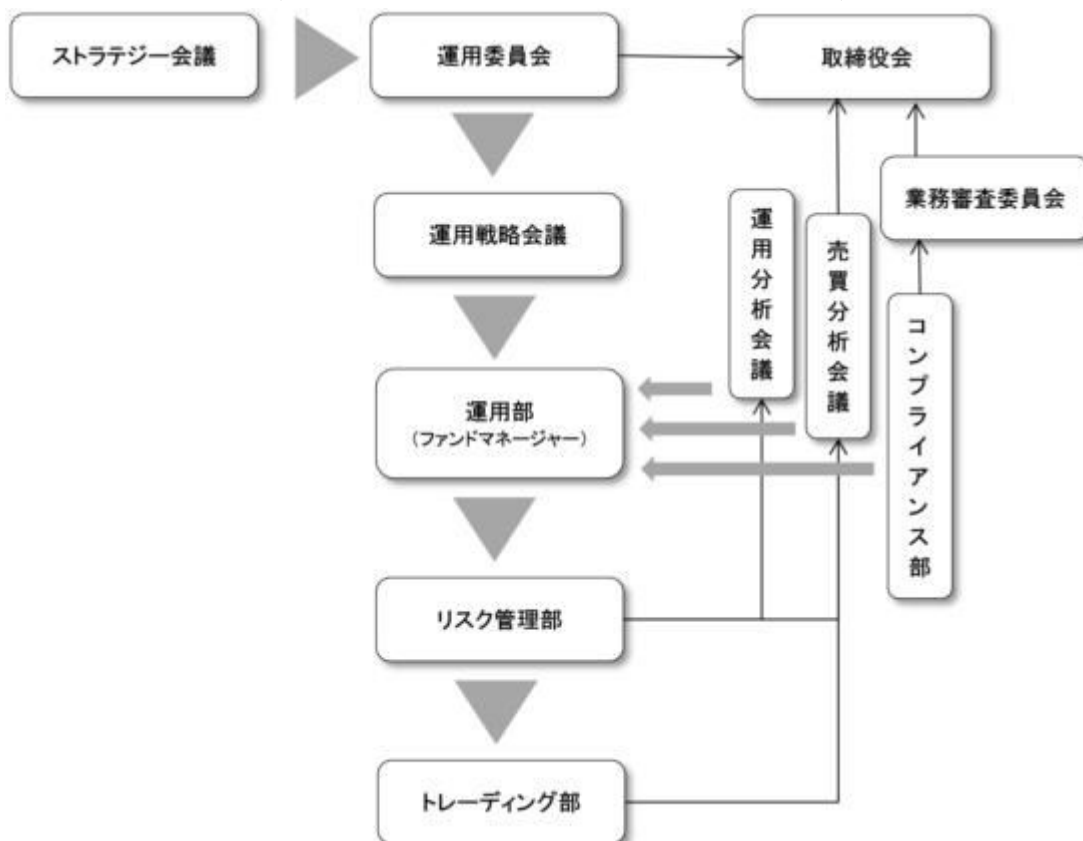
ハ. 東証株価指数等と異なった業種構成を自由に設定し、最大の投資成果をめざします。（オプティマイゼーション）

「ミリオン・インデックスマザーファンド」は、日経平均株価に連動した投資成果をめざす「インデックス・スライド」を利用します。

（３）【運用体制】

運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



| 会議名または部署名 | 役割 |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用委員会 (月1回開催) | 運用本部及び投資情報部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。 |

| | |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用戦略会議 (月1回開催) | 運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について検討を行います。 |
| 運用部 | ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画・運用実施計画に基づいて、運用の指図を行います。 |
| 運用分析会議 (月1回開催) | 運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用部にフィードバックを行います。 |
| 売買分析会議 (月1回開催) | 運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。 |
| 業務審査委員会 (原則月1回開催) | 運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて審議し、判断を行います。委員長はその結果を取締役会へ報告します。 |
| コンプライアンス部 (3名程度) | 運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の点検並びに点検結果に基づく運用本部への指導を行います。 |
| リスク管理部 (5名程度) | 「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適切であるのか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。 |
| トレーディング部 (7名程度) | 有価証券、デリバティブ取引等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。 |

社内規程

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

ファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。

運用体制等につきましては、2019年11月末日現在のものであり、変更になることがあります。

(4)【分配方針】

毎年11月26日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた利子収入と売買益等の全額とします。

b 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。

c 留保益の運用方針

留保益については、委託会社の判断に基づき、運用の基本方針と同一の運用を行います。

d 分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資いたします。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

<約款に基づく投資制限>

マザーファンド受益証券への投資は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

投資する公社債の範囲

委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外国または外国の者の発行する邦貨建公社債及びわが国またはわが国の者が外国において発行する邦貨建公社債については、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄及びこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当により取得する公社債についてはこの限りではありません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

a 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図ができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

イ．先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等ならびに金融商品（預金、指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）、コール・ローン、手形割引市場において売買される手形に限り、以下、同じ。）の範囲内とします。

ハ．コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、a及びbで規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

b 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

イ．先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等ならびに金融商品の範囲

内とします。

- ハ．コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲とし、かつ a 及び b で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

< 関係法令に基づく投資制限 >

- a 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b 委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。
- c 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、国内の株式や国内の債券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

< 投資リスク >

株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

日経平均株価（225種）変動リスク

株式の運用は、日経平均株価（225種）に連動する投資成果を目標としますので、日経平均株価（225種）の下落の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

投資した債券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した債券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した債券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品を投資対象としますので、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

< 留意事項 >

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

< 投資リスクに対する管理体制 >

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

運用の指図に関する帳票の確認

検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認

その他検証を行うために必要な行為

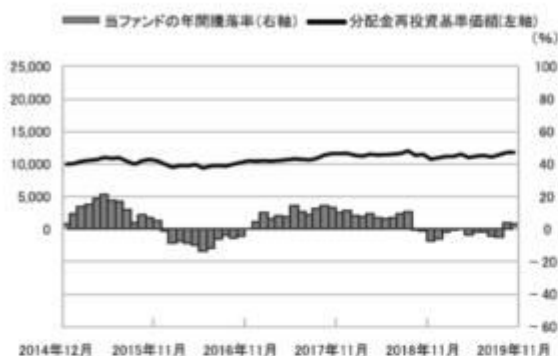
発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2014年12月末～2019年11月末



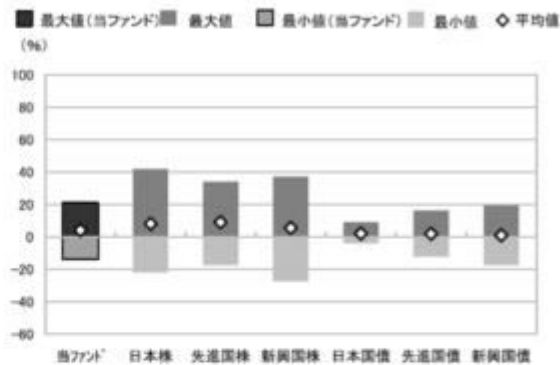
* 分配金再投資基準価額は、2014年12月末を10,000として指数化しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。

* 年間騰落率は、2014年12月から2019年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2014年12月末～2019年11月末



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 (%)

| | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|-----|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| 最大値 | 21.0 | 41.9 | 34.1 | 37.2 | 9.3 | 16.4 | 19.3 |
| 最小値 | △13.7 | △22.0 | △17.5 | △27.4 | △4.0 | △12.3 | △17.4 |
| 平均値 | 4.1 | 8.1 | 9.0 | 5.5 | 2.1 | 1.8 | 1.0 |

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2014年12月から2019年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】**信託報酬の総額及びその配分**

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率1.705%（税抜1.55%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

| | | |
|------|-------------------|--------------------------------------------|
| 委託会社 | 年率0.407%（税抜0.37%） | 委託した資金の運用の対価です。 |
| 販売会社 | 年率1.21%（税抜1.10%） | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。 |
| 受託会社 | 年率0.088%（税抜0.08%） | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。 |

信託報酬の支払時期

毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該売買委託手数料につきましては、間接的に受益者の負担となります。

ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.0055%（税抜0.005%）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

ファンドの信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的に受益者の負担となります。

その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

償還時および解約時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。

償還時および解約時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、損益通算が可能となります。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

| 期間 | 税率 |
|---------------------------|-------------------------------------|
| 2014年1月1日以降 2037年12月31日まで | 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） |
| 2038年1月1日以降 | 20%（所得税15%、地方税5%） |

普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

その他

- ・ 配当控除の適用はありません。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記の内容は2019年11月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2019年11月29日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

(1)【投資状況】

ミリオン（従業員積立投資プラン）ボンドミックス ポートフォリオ

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|------------------------|------|-------------|---------|
| 国債証券 | 日本 | 42,897,960 | 31.86 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 80,211,537 | 59.58 |
| コール・ローン等、その他の資産（負債控除後） | | 11,516,399 | 8.55 |
| 合計（純資産総額） | | 134,625,896 | 100.00 |

(参考) ミリオン・インデックス マザ - ファンド

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|------------------------|------|---------------|---------|
| 株式 | 日本 | 1,293,277,920 | 76.99 |
| コール・ローン等、その他の資産（負債控除後） | | 386,461,313 | 23.01 |
| 合計（純資産総額） | | 1,679,739,233 | 100.00 |

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

ミリオン（従業員積立投資プラン）ボンドミックス ポ - トフォリオ

| 順位 | 国/ 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 利率 (%) | 償還期限 | 投資 比率 (%) |
|----|----------|---------------|------------------------------|------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------|----------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 親投資信託 受益証券 | ミリオン・イン デックス マザ - ファンド | 54,343,860 | 1.4810 | 80,483,256 | 1.4760 | 80,211,537 | | | 59.58 |
| 2 | 日本 | 国債証券 | 第352回利付 国債(10年) | 42,000,000 | 102.27 | 42,956,760 | 102.13 | 42,897,960 | 0.1 | 2028年9 月20日 | 31.86 |

(種類別投資比率)

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 国債証券 | 31.86 |
| 親投資信託受益証券 | 59.58 |
| 合計 | 91.45 |

(参考)ミリオン・インデックス マザ - ファンド

| 順位 | 国/ 地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|----------|----|-------------------|------------|--------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 株式 | ファーストリテイリン グ | 小売業 | 2,000 | 66,830.00 | 133,660,000 | 66,690.00 | 133,380,000 | 7.94 |
| 2 | 日本 | 株式 | ソフトバンクグループ | 情報・通 信業 | 12,000 | 4,211.00 | 50,532,000 | 4,253.00 | 51,036,000 | 3.04 |
| 3 | 日本 | 株式 | 東京エレクトロン | 電気機器 | 2,000 | 22,805.00 | 45,610,000 | 22,600.00 | 45,200,000 | 2.69 |
| 4 | 日本 | 株式 | ファナック | 電気機器 | 2,000 | 21,005.00 | 42,010,000 | 20,905.00 | 41,810,000 | 2.49 |
| 5 | 日本 | 株式 | KDDI | 情報・通 信業 | 12,000 | 3,165.00 | 37,980,000 | 3,139.00 | 37,668,000 | 2.24 |
| 6 | 日本 | 株式 | ダイキン工業 | 機械 | 2,000 | 15,570.00 | 31,140,000 | 15,745.00 | 31,490,000 | 1.87 |
| 7 | 日本 | 株式 | テルモ | 精密機器 | 8,000 | 3,863.00 | 30,904,000 | 3,841.00 | 30,728,000 | 1.83 |
| 8 | 日本 | 株式 | 京セラ | 電気機器 | 4,000 | 7,325.00 | 29,300,000 | 7,447.00 | 29,788,000 | 1.77 |
| 9 | 日本 | 株式 | リクルートホールディ ングス | サービ ス業 | 6,000 | 4,020.00 | 24,120,000 | 3,962.00 | 23,772,000 | 1.42 |
| 10 | 日本 | 株式 | 信越化学工業 | 化学 | 2,000 | 11,800.00 | 23,600,000 | 11,710.00 | 23,420,000 | 1.39 |
| 11 | 日本 | 株式 | TDK | 電気機器 | 2,000 | 11,650.00 | 23,300,000 | 11,510.00 | 23,020,000 | 1.37 |
| 12 | 日本 | 株式 | アドバンテスト | 電気機器 | 4,000 | 5,430.00 | 21,720,000 | 5,350.00 | 21,400,000 | 1.27 |
| 13 | 日本 | 株式 | ファミリーマート | 小売業 | 8,000 | 2,646.00 | 21,168,000 | 2,584.00 | 20,672,000 | 1.23 |
| 14 | 日本 | 株式 | 中外製薬 | 医薬品 | 2,000 | 9,540.00 | 19,080,000 | 9,558.00 | 19,116,000 | 1.14 |
| 15 | 日本 | 株式 | アステラス製薬 | 医薬品 | 10,000 | 1,844.50 | 18,445,000 | 1,867.50 | 18,675,000 | 1.11 |
| 16 | 日本 | 株式 | セコム | サービ ス業 | 2,000 | 9,555.00 | 19,110,000 | 9,307.00 | 18,614,000 | 1.11 |
| 17 | 日本 | 株式 | 花王 | 化学 | 2,000 | 8,514.00 | 17,028,000 | 8,612.00 | 17,224,000 | 1.03 |
| 18 | 日本 | 株式 | エーザイ | 医薬品 | 2,000 | 7,876.00 | 15,752,000 | 8,110.00 | 16,220,000 | 0.97 |
| 19 | 日本 | 株式 | 資生堂 | 化学 | 2,000 | 7,958.00 | 15,916,000 | 7,905.00 | 15,810,000 | 0.94 |
| 20 | 日本 | 株式 | トヨタ自動車 | 輸送用機 器 | 2,000 | 7,708.00 | 15,416,000 | 7,638.00 | 15,276,000 | 0.91 |

| | | | | | | | | | | |
|----|----|----|-----------------|--------|--------|----------|------------|----------|------------|------|
| 21 | 日本 | 株式 | エヌ・ティ・ティ・データ | 情報・通信業 | 10,000 | 1,505.00 | 15,050,000 | 1,492.00 | 14,920,000 | 0.89 |
| 22 | 日本 | 株式 | エムスリー | サービス業 | 4,800 | 2,990.00 | 14,352,000 | 3,010.00 | 14,448,000 | 0.86 |
| 23 | 日本 | 株式 | ソニー | 電気機器 | 2,000 | 6,896.00 | 13,792,000 | 6,904.00 | 13,808,000 | 0.82 |
| 24 | 日本 | 株式 | 第一三共 | 医薬品 | 2,000 | 6,913.00 | 13,826,000 | 6,862.00 | 13,724,000 | 0.82 |
| 25 | 日本 | 株式 | バンダイナムコホールディングス | その他製品 | 2,000 | 6,778.00 | 13,556,000 | 6,637.00 | 13,274,000 | 0.79 |
| 26 | 日本 | 株式 | オリンパス | 精密機器 | 8,000 | 1,676.00 | 13,408,000 | 1,624.00 | 12,992,000 | 0.77 |
| 27 | 日本 | 株式 | 塩野義製薬 | 医薬品 | 2,000 | 6,445.00 | 12,890,000 | 6,438.00 | 12,876,000 | 0.77 |
| 28 | 日本 | 株式 | オムロン | 電気機器 | 2,000 | 6,500.00 | 13,000,000 | 6,430.00 | 12,860,000 | 0.77 |
| 29 | 日本 | 株式 | 日東電工 | 化学 | 2,000 | 6,240.00 | 12,480,000 | 6,140.00 | 12,280,000 | 0.73 |
| 30 | 日本 | 株式 | 本田技研工業 | 輸送用機器 | 4,000 | 3,109.00 | 12,436,000 | 3,067.00 | 12,268,000 | 0.73 |

(種類別及び業種別投資比率)

| 種類 | 国内/外国 | 業種 | 投資比率 (%) |
|----------|-------|----------|-------------|
| 株式 | 国内 | 水産・農林業 | 0.11 |
| | | 鉱業 | 0.05 |
| | | 建設業 | 1.73 |
| | | 食料品 | 3.12 |
| | | 繊維製品 | 0.16 |
| | | パルプ・紙 | 0.10 |
| | | 化学 | 6.20 |
| | | 医薬品 | 6.42 |
| | | 石油・石炭製品 | 0.20 |
| | | ゴム製品 | 0.66 |
| | | ガラス・土石製品 | 0.91 |
| | | 鉄鋼 | 0.07 |
| | | 非鉄金属 | 0.70 |
| | | 金属製品 | 0.25 |
| | | 機械 | 3.64 |
| | | 電気機器 | 15.22 |
| | | 輸送用機器 | 3.77 |
| | | 精密機器 | 2.85 |
| | | その他製品 | 1.81 |
| | | 電気・ガス業 | 0.15 |
| | | 陸運業 | 1.62 |
| | | 海運業 | 0.08 |
| | | 空運業 | 0.04 |
| 倉庫・運輸関連業 | 0.17 | | |
| 情報・通信業 | 7.69 | | |
| 卸売業 | 1.61 | | |
| 小売業 | 10.51 | | |

| | | |
|----|------------|-------|
| | 銀行業 | 0.52 |
| | 証券、商品先物取引業 | 0.24 |
| | 保険業 | 0.72 |
| | その他金融業 | 0.22 |
| | 不動産業 | 1.21 |
| | サービス業 | 4.24 |
| 合計 | | 76.99 |

【投資不動産物件】

ミリオン（従業員積立投資プラン）ボンドミックス ポ - トフォリオ

該当事項はありません。

（参考）ミリオン・インデックス マザ - ファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

ミリオン（従業員積立投資プラン）ボンドミックス ポ - トフォリオ

該当事項はありません。

（参考）ミリオン・インデックス マザ - ファンド

| 種類 | 取引所 | 資産の名称 | 買建/ 売建 | 数量 | 通貨 | 帳簿価額 (円) | 評価額(円) | 投資比率 (%) |
|--------------|-------|------------|-----------|----|-----|-------------|-------------|-------------|
| 株価指数先物 取引 | 大阪取引所 | 日経平均株価指数先物 | 買建 | 16 | 日本円 | 374,080,000 | 372,640,000 | 22.18 |

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

ミリオン（従業員積立投資プラン）ボンドミックス ポ - トフォリオ

| | | 純資産総額(円) | | 基準価額(円) (1口当たり) | |
|-----------|---------------|-------------|-------------|--------------------|--------|
| | | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第23期計算期間末 | (2010年11月26日) | 160,935,700 | 161,039,905 | 0.7722 | 0.7727 |
| 第24期計算期間末 | (2011年11月28日) | 127,999,860 | 128,091,983 | 0.6947 | 0.6952 |
| 第25期計算期間末 | (2012年11月26日) | 129,046,204 | 129,133,452 | 0.7395 | 0.7400 |
| 第26期計算期間末 | (2013年11月26日) | 156,945,392 | 157,025,956 | 0.9740 | 0.9745 |
| 第27期計算期間末 | (2014年11月26日) | 148,350,590 | 148,422,467 | 1.0320 | 1.0325 |

| | | | | | |
|-----------|---------------|-------------|-------------|--------|--------|
| 第28期計算期間末 | (2015年11月26日) | 156,080,501 | 156,150,568 | 1.1138 | 1.1143 |
| 第29期計算期間末 | (2016年11月28日) | 148,960,285 | 149,030,669 | 1.0582 | 1.0587 |
| 第30期計算期間末 | (2017年11月27日) | 169,531,485 | 169,602,753 | 1.1894 | 1.1899 |
| 第31期計算期間末 | (2018年11月26日) | 160,483,543 | 160,552,396 | 1.1654 | 1.1659 |
| 第32期計算期間末 | (2019年11月26日) | 134,930,751 | 134,985,953 | 1.2222 | 1.2227 |
| | 2018年11月末日 | 162,834,735 | | 1.1821 | |
| | 12月末日 | 152,303,720 | | 1.1107 | |
| | 2019年 1月末日 | 155,659,183 | | 1.1331 | |
| | 2月末日 | 156,101,574 | | 1.1535 | |
| | 3月末日 | 156,176,367 | | 1.1533 | |
| | 4月末日 | 160,379,637 | | 1.1870 | |
| | 5月末日 | 153,303,136 | | 1.1356 | |
| | 6月末日 | 156,840,829 | | 1.1590 | |
| | 7月末日 | 155,977,450 | | 1.1667 | |
| | 8月末日 | 153,213,946 | | 1.1440 | |
| | 9月末日 | 155,823,777 | | 1.1784 | |
| | 10月末日 | 160,677,812 | | 1.2132 | |
| | 11月末日 | 134,625,896 | | 1.2190 | |

【分配の推移】

ミリオン（従業員積立投資プラン）ボンドミックス ポ - トフォリオ

| | 期間 | 分配金 (1口当たり) |
|----------|-------------------------|----------------|
| 第23期計算期間 | 2009年11月27日～2010年11月26日 | 0.0005円 |
| 第24期計算期間 | 2010年11月27日～2011年11月28日 | 0.0005円 |
| 第25期計算期間 | 2011年11月29日～2012年11月26日 | 0.0005円 |
| 第26期計算期間 | 2012年11月27日～2013年11月26日 | 0.0005円 |
| 第27期計算期間 | 2013年11月27日～2014年11月26日 | 0.0005円 |
| 第28期計算期間 | 2014年11月27日～2015年11月26日 | 0.0005円 |
| 第29期計算期間 | 2015年11月27日～2016年11月28日 | 0.0005円 |
| 第30期計算期間 | 2016年11月29日～2017年11月27日 | 0.0005円 |
| 第31期計算期間 | 2017年11月28日～2018年11月26日 | 0.0005円 |
| 第32期計算期間 | 2018年11月27日～2019年11月26日 | 0.0005円 |

【収益率の推移】

ミリオン（従業員積立投資プラン）ボンドミックス ポ - トフォリオ

| | 期間 | 収益率(%) |
|--|----|--------|
|--|----|--------|

| | | |
|----------|-------------------------|------|
| 第23期計算期間 | 2009年11月27日～2010年11月26日 | 3.4 |
| 第24期計算期間 | 2010年11月27日～2011年11月28日 | 10.0 |
| 第25期計算期間 | 2011年11月29日～2012年11月26日 | 6.5 |
| 第26期計算期間 | 2012年11月27日～2013年11月26日 | 31.8 |
| 第27期計算期間 | 2013年11月27日～2014年11月26日 | 6.0 |
| 第28期計算期間 | 2014年11月27日～2015年11月26日 | 8.0 |
| 第29期計算期間 | 2015年11月27日～2016年11月28日 | 4.9 |
| 第30期計算期間 | 2016年11月29日～2017年11月27日 | 12.4 |
| 第31期計算期間 | 2017年11月28日～2018年11月26日 | 2.0 |
| 第32期計算期間 | 2018年11月27日～2019年11月26日 | 4.9 |

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

ミリオン（従業員積立投資プラン）ボンドミックス ポ - トフォリオ

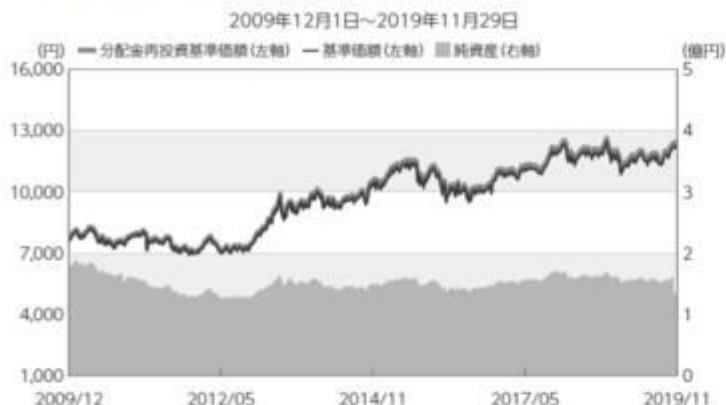
| 期間 | 設定数量（口） | 解約数量（口） |
|----------|------------|------------|
| 第23期計算期間 | 12,211,181 | 37,168,909 |
| 第24期計算期間 | 10,203,535 | 34,367,140 |
| 第25期計算期間 | 9,973,134 | 19,723,916 |
| 第26期計算期間 | 7,290,131 | 20,656,755 |
| 第27期計算期間 | 5,722,924 | 23,096,714 |
| 第28期計算期間 | 4,664,978 | 8,286,258 |
| 第29期計算期間 | 4,670,634 | 4,036,158 |
| 第30期計算期間 | 3,987,566 | 2,219,662 |
| 第31期計算期間 | 3,477,609 | 8,306,923 |
| 第32期計算期間 | 3,070,886 | 30,374,303 |

参考情報

運用実績

2019年11月29日現在

● 基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

● 分配金の推移

| | |
|----------|------|
| 2019年11月 | 5円 |
| 2018年11月 | 5円 |
| 2017年11月 | 5円 |
| 2016年11月 | 5円 |
| 2015年11月 | 5円 |
| 設定来累計 | 160円 |

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

● 主な資産の状況

資産配分

| 資産 | 純資産比率 |
|------------------|---------|
| 株式 | 45.87% |
| 債券 | 31.86% |
| その他資産(株式先物を含みます) | 22.27% |
| 合計 | 100.00% |

※株式は、マザーファンドを通じた実質比率を記載しております。

組入状況

| ファンド・銘柄名 | 償還日 | 利率 | 純資産比率 |
|--------------------|------------|--------|--------|
| ミリオン・インデックスマザーファンド | - | - | 59.58% |
| 第352回利付国債(10年) | 2028/09/20 | 0.100% | 31.86% |

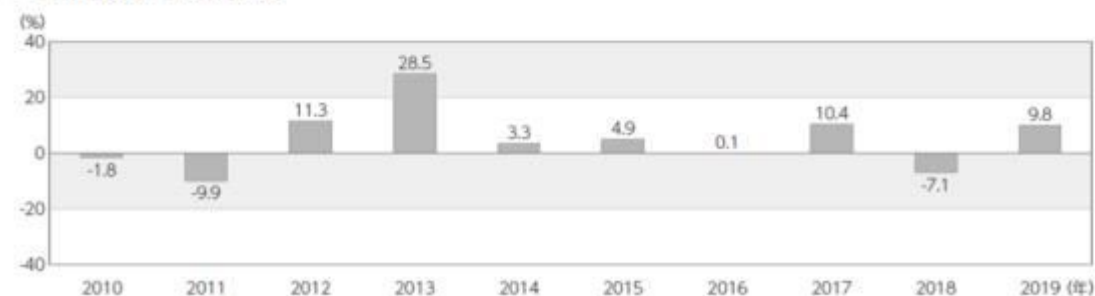
組入上位銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

ミリオン・インデックス マザーファンド

| 銘柄名 | 業種 | 純資産比率 |
|---------------|--------|-------|
| ファーストリテイリング | 小売業 | 7.94% |
| ソフトバンクグループ | 情報・通信業 | 3.04% |
| 東京エレクトロン | 電気機器 | 2.69% |
| ファナック | 電気機器 | 2.49% |
| KDDI | 情報・通信業 | 2.24% |
| ダイキン工業 | 機械 | 1.87% |
| テルモ | 精密機器 | 1.83% |
| 京セラ | 電気機器 | 1.77% |
| リクルートホールディングス | サービス業 | 1.42% |
| 信越化学工業 | 化学 | 1.39% |

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

● 年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2019年は11月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

取得申込受付日

取得申込みは、申込期間において、各企業・団体の事務局を通じ、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。取得申込受付日は、事務局を通じ販売会社に入金された日となります。

ただし、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

取得申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込手続

- 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- 販売会社との間でファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。
- 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
- 1口当たりの発行価格は、取得申込受付日の基準価額とします。
基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければお知らせします。
- 申込手数料はありません。
- 申込金額（1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た額）は、各企業・団体の事務局を通じ、原則として給与天引きにより販売会社に支払うものとし、
- 取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

2【換金（解約）手続等】

換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

換金申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、1口単位をもって解約の請求をすることができます。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。また、信託財産留保額もありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

換金の受付の中止及び取消

- ・ 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止することや、すでに受付けた換金の受付を取消することがあります。
- ・ 換金の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、当該換金価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして計算された価額とします。

買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

3 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の計算方法

基準価額は、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価又は償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

マザーファンドの評価

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価しま

す。

わが国の金融商品取引所上場株式の評価

マザーファンドを通じて投資するわが国の金融商品取引所上場株式（日経平均株価（225種）採用銘柄）は、原則として、取引所における最終相場で評価します。

株価指数先物取引の評価

株価指数先物取引は、原則として、取引所の発表する清算値段（清算価格）で評価します。

公社債の評価

公社債は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）又は価格情報会社の提供する価額等で評価します。ただし、残存期間1年以内の公社債については、原則として、償却原価法で評価します。

償却原価法とは...

買付けにかかる約定日（割引債券の場合は受渡日）又は償還日の前年応答日（応答日の帳簿価額を取得価額とします。）の翌日から償還日まで、取得価額と償還価額（割引債券の償還価額は税込（額面＋源泉税）とします。）の差額を当該期間により日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した額で評価する方法をいいます。

基準価額に関する照会方法等

基準価額は毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は、1987年11月27日から無期限とします。

ただし、信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

（4）【計算期間】

計算期間は、毎年11月27日から翌年11月26日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとしま

す。

（５）【その他】

信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 上記c～eまでの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の[信託約款の変更]dに該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- i 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- e 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を

公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- f 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更しようとするときは、上記bからeの規定に従います。

反対者の買取請求権

前述の信託契約の解約（繰上償還）又は信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間（原則として、毎年11月27日から翌年11月26日までとします。）終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.okasan-am.jp>

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.okasan-am.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続等

販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

変更内容の開示

販売会社との契約又は信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して解約請求を行う権利を有します。

書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期計算期間(2018年11月27日から2019年11月26日まで)の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【ミリオン（従業員積立投資プラン）ボンドミックス ポ - トフォリオ】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第31期 (2018年11月26日現在) | 第32期 (2019年11月26日現在) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 150,374 | 38,483 |
| コール・ローン | 16,963,404 | 12,806,877 |
| 国債証券 | 50,011,797 | 42,956,760 |
| 親投資信託受益証券 | 94,753,759 | 80,483,256 |
| 未収利息 | 43,407 | 7,705 |
| 流動資産合計 | 161,922,741 | 136,293,081 |
| 資産合計 | 161,922,741 | 136,293,081 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 68,853 | 55,202 |
| 未払受託者報酬 | 70,511 | 67,258 |
| 未払委託者報酬 | 1,295,418 | 1,235,663 |
| 未払利息 | 37 | 15 |
| その他未払費用 | 4,379 | 4,192 |
| 流動負債合計 | 1,439,198 | 1,362,330 |
| 負債合計 | 1,439,198 | 1,362,330 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | *1 137,707,438 | *1 110,404,021 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 22,776,105 | 24,526,730 |
| （分配準備積立金） | 35,128,408 | 31,279,616 |
| 元本等合計 | 160,483,543 | 134,930,751 |
| 純資産合計 | *2 160,483,543 | *2 134,930,751 |
| 負債純資産合計 | 161,922,741 | 136,293,081 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第31期 | | 第32期 | |
|-------------------------------------------|------|------------------------------|------|------------------------------|
| | 自 | 2017年11月28日 至 2018年11月26日 | 自 | 2018年11月27日 至 2019年11月26日 |
| 営業収益 | | | | |
| 受取利息 | | 99,804 | | 51,903 |
| 有価証券売買等損益 | | 607,538 | | 10,077,760 |
| 営業収益合計 | | 507,734 | | 10,129,663 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払利息 | | 10,153 | | 7,635 |
| 受託者報酬 | | 140,724 | | 134,405 |
| 委託者報酬 | | 2,585,526 | | 2,469,504 |
| その他費用 | | 9,441 | | 8,992 |
| 営業費用合計 | | 2,745,844 | | 2,620,536 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | | 3,253,578 | | 7,509,127 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | | 3,253,578 | | 7,509,127 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | | 3,253,578 | | 7,509,127 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | | 34,103 | | 1,173,670 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | | 26,994,733 | | 22,776,105 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 642,908 | | 487,637 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 642,908 | | 487,637 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 1,573,208 | | 5,017,267 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 1,573,208 | | 5,017,267 |
| 分配金 | | *1 68,853 | | *1 55,202 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | | 22,776,105 | | 24,526,730 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項 目 | 期 別 | 第32期 | |
|--------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| | | 自 2018年11月27日 | 至 2019年11月26日 |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | | <p>親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。</p> | |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | | <p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> | |

(貸借対照表に関する注記)

| 第31期 (2018年11月26日現在) | | 第32期 (2019年11月26日現在) | |
|-------------------------------|--------------|-------------------------------|--------------|
| *1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 | 137,707,438口 | *1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 | 110,404,021口 |
| *2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | | *2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たりの純資産額 | 1.1654円 | 1口当たりの純資産額 | 1.2222円 |
| (10,000口当たりの純資産額) | 11,654円) | (10,000口当たりの純資産額) | 12,222円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第31期 自 2017年11月28日 至 2018年11月26日 | | 第32期 自 2018年11月27日 至 2019年11月26日 | |
|----------------------------------------|----|----------------------------------------|---------|
| *1. 分配金の計算過程 | | *1. 分配金の計算過程 | |
| 費用控除後の配当等収A | 0円 | 費用控除後の配当等収A | 31,465円 |
| 益額 | | 益額 | |

| 第31期 自 2017年11月28日 至 2018年11月26日 | | 第32期 自 2018年11月27日 至 2019年11月26日 | |
|----------------------------------------|--------------|----------------------------------------|--------------|
| 費用控除後・繰越欠損B | 0円 | 費用控除後・繰越欠損B | 3,781,663円 |
| 金補填後の有価証券売 買等損益額 | | 金補填後の有価証券売 買等損益額 | |
| 収益調整金額 C | 34,636,606円 | 収益調整金額 C | 28,410,590円 |
| 分配準備積立金額 D | 35,197,261円 | 分配準備積立金額 D | 27,521,690円 |
| 当ファンドの分配対象E=A+B+C+D | 69,833,867円 | 当ファンドの分配対象E=A+B+C+D | 59,745,408円 |
| 収益額 | | 収益額 | |
| 当ファンドの期末残存F 口数 | 137,707,438口 | 当ファンドの期末残存F 口数 | 110,404,021口 |
| 10,000口当たり収益分G=E/F*10,000 | 5,071円 | 10,000口当たり収益分G=E/F*10,000 | 5,411円 |
| 配対象額 | | 配対象額 | |
| 10,000口当たり分配金H | 5円 | 10,000口当たり分配金H | 5円 |
| 額 | | 額 | |
| 収益分配金金額 I=F*H/10,000 | 68,853円 | 収益分配金金額 I=F*H/10,000 | 55,202円 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

| 期 別 | 第31期 自 2017年11月28日 至 2018年11月26日 | 第32期 自 2018年11月27日 至 2019年11月26日 |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 項 目 | | |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 | 同左 |

| 期 別 | 第31期 自 2017年11月28日 至 2018年11月26日 | 第32期 自 2018年11月27日 至 2019年11月26日 |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 項 目 | | |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | 当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 | 同左 |

2.金融商品の時価等に関する事項

| 期 別 | 第31期 (2018年11月26日現在) | 第32期 (2019年11月26日現在) |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 項 目 | | |
| 1. 貸借対照表額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | 時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。 | 同左 |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第31期 自 2017年11月28日 至 2018年11月26日 | 第32期 自 2018年11月27日 至 2019年11月26日 |
|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。 | 同左 |

（重要な後発事象に関する注記）

| |
|----------------------------------------|
| 第32期 自 2018年11月27日 至 2019年11月26日 |
| 該当事項はありません。 |

（その他の注記）

1. 元本の移動

| 第31期 (2018年11月26日現在) | 第32期 (2019年11月26日現在) |
|-------------------------|-------------------------|
| 投資信託財産に係る元本の状況 | 投資信託財産に係る元本の状況 |
| 期首元本額 142,536,752円 | 期首元本額 137,707,438円 |
| 期中追加設定元本額 3,477,609円 | 期中追加設定元本額 3,070,886円 |
| 期中一部解約元本額 8,306,923円 | 期中一部解約元本額 30,374,303円 |

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第31期(自 2017年11月28日 至 2018年11月26日)

(単位：円)

| 種 類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|-------------------|
| 国債証券 | 186,703 |
| 親投資信託受益証券 | 493,510 |
| 合計 | 680,213 |

第32期(自 2018年11月27日 至 2019年11月26日)

(単位：円)

| 種 類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|-------------------|
| 国債証券 | 713,160 |
| 親投資信託受益証券 | 7,445,108 |
| 合計 | 8,158,268 |

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

1. 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----------|-------------|-----------------------|------------|-------------|--------|
| 国債証券 | 日本円 | 第352回利付国債(10年) | 42,000,000 | 42,956,760 | |
| | 計 | 銘柄数:1 | 42,000,000 | 42,956,760 | |
| | | 組入時価比率:31.8% | | | 100.0% |
| | 国債証券合計 | | | 42,956,760 | |
| 親投資信託受益証券 | 日本円 | ミリオン・インデックス マザ - ファンド | 54,343,860 | 80,483,256 | |
| | 計 | 銘柄数:1 | 54,343,860 | 80,483,256 | |
| | | 組入時価比率:59.6% | | | 100.0% |
| | 親投資信託受益証券合計 | | | 80,483,256 | |
| | 合計 | | | 123,440,016 | |

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ミリオン・インデックス マザ - ファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

ミリオン・インデックス マザ - ファンド

貸借対照表

| 科 目 | 期 別 | 注記番 号 | 2018年11月26日現在 | 2019年11月26日現在 |
|-------------|-----|----------|---------------|---------------|
| | | | 金額 | 金額 |
| 資産の部 | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 金銭信託 | | | 332,274 | 1,096,860 |
| コール・ローン | | | 37,483,294 | 365,023,464 |
| 株式 | | | 1,629,370,680 | 1,297,686,620 |
| 派生商品評価勘定 | | | - | 305,920 |
| 未収配当金 | | | 11,059,920 | 9,477,450 |
| 前払金 | | | 2,460,000 | - |
| 差入委託証拠金 | | | 910,000 | 12,320,000 |
| 流動資産合計 | | | 1,681,616,168 | 1,685,910,314 |
| 資産合計 | | | 1,681,616,168 | 1,685,910,314 |
| 負債の部 | | | | |
| 流動負債 | | | | |
| 派生商品評価勘定 | | | 2,460,864 | - |
| 前受金 | | | - | 320,000 |
| 未払利息 | | | 82 | 446 |
| その他未払費用 | | | 95 | 548 |
| 流動負債合計 | | | 2,461,041 | 320,994 |
| 負債合計 | | | 2,461,041 | 320,994 |
| 純資産の部 | | | | |
| 元本等 | | | | |
| 元本 | | *1 | 1,249,157,638 | 1,138,309,949 |
| 剰余金 | | | | |
| 剰余金又は欠損金() | | | 429,997,489 | 547,279,371 |
| 元本等合計 | | | 1,679,155,127 | 1,685,589,320 |
| 純資産合計 | | *2 | 1,679,155,127 | 1,685,589,320 |
| 負債純資産合計 | | | 1,681,616,168 | 1,685,910,314 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項 目 | 期 別 | 自 2018年11月27日 至 2019年11月26日 |
|----------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | | 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | | 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。 |
| 3. 収益及び費用の計上基準 | | 受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 |

| 期 別 | 自 2018年11月27日 至 2019年11月26日 |
|-----|--------------------------------|
| 項 目 | |
| | 約定日基準で計上しております。 |
| | 派生商品取引等損益 |
| | 約定日基準で計上しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 2018年11月26日現在 | | 2019年11月26日現在 | |
|-------------------------------|----------------|-------------------------------|----------------|
| *1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 | 1,249,157,638口 | *1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 | 1,138,309,949口 |
| *2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | | *2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たりの純資産額 | 1.344円 | 1口当たりの純資産額 | 1.481円 |
| (1,000口当たりの純資産額 | 1,344円) | (1,000口当たりの純資産額 | 1,481円) |

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

| 期 別 | 自 2017年11月28日 至 2018年11月26日 | 自 2018年11月27日 至 2019年11月26日 |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 項 目 | | |
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。 | 同左 |

| 期 別 項 目 | 自 2017年11月28日 至 2018年11月26日 | 自 2018年11月27日 至 2019年11月26日 |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | <p>当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。</p> <p>なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、日経平均株価に連動した投資成果をめざし、信託財産の追加・解約による現物株の調整売買執行による価格変動及び手数料等によるトラッキングエラーを防ぐことを目的とした、株価指数先物を利用しております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場の変動による価格変動リスクです。</p> | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。</p> | 同左 |

2. 金融商品の時価等に関する事項

| 期 別 | 2018年11月26日現在 | 2019年11月26日現在 |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 項 目 | | |
| 1. 貸借対照表額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | 時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。 | 同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 | 同左 |

(その他の注記)

1. 元本の移動

| 2018年11月26日現在 | |
|-----------------------------------|----------------|
| 投資信託財産に係る元本の状況 | |
| 期首 | 2017年11月28日 |
| 期首元本額 | 1,375,296,176円 |
| 期首より2018年11月26日までの追加設定元本額 | - 円 |
| 期首より2018年11月26日までの一部解約元本額 | 126,138,538円 |
| 期末元本額 | 1,249,157,638円 |
| 2018年11月26日現在の元本の内訳（*） | |
| ミリオン（従業員積立投資プラン）インデックス ポ - トフォリオ | 1,178,656,329円 |
| ミリオン（従業員積立投資プラン）ボンドミックス ポ - トフォリオ | 70,501,309円 |

| 2019年11月26日現在 | |
|---------------------------|----------------|
| 投資信託財産に係る元本の状況 | |
| 期首 | 2018年11月27日 |
| 期首元本額 | 1,249,157,638円 |
| 期首より2019年11月26日までの追加設定元本額 | - 円 |
| 期首より2019年11月26日までの一部解約元本額 | 110,847,689円 |
| 期末元本額 | 1,138,309,949円 |

2019年11月26日現在

| | |
|---------------------------------|----------------|
| 2019年11月26日現在の元本の内訳（*） | |
| ミリオン（従業員積立投資プラン）インデックス ポートフォリオ | 1,083,966,089円 |
| ミリオン（従業員積立投資プラン）ボンドミックス ポートフォリオ | 54,343,860円 |

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2018年11月26日現在

（単位：円）

| 種 類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----|-------------------|
| 株式 | 39,338,359 |
| 合計 | 39,338,359 |

2019年11月26日現在

（単位：円）

| 種 類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----|-------------------|
| 株式 | 86,943,348 |
| 合計 | 86,943,348 |

3. デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

2018年11月26日現在

（単位：円）

| 区分 | 種類 | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 |
|------|----------------|------------|-------|------------|-----------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 買建 | | | | |
| | 日経平均株価指数 先物 | 24,290,000 | - | 21,830,000 | 2,460,864 |
| 合計 | | 24,290,000 | - | 21,830,000 | 2,460,864 |

2019年11月26日現在

（単位：円）

| 区分 | 種類 | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 |
|------|----------------------------------|-------------|-------|-------------|---------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 買建 日経平均株価指数 先物 | 373,760,000 | - | 374,080,000 | 305,920 |
| 合計 | | 373,760,000 | - | 374,080,000 | 305,920 |

(注)時価の算定方法

・先物取引

国内先物取引について

先物取引の残高表示は、契約額によっております。

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

附属明細表

1. 有価証券明細表
株式

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価額 | | 備考 |
|---------|-------|-----------------|-----------|----------|------------|----|
| | | | | 単価 | 金額 | |
| 株式 | 日本円 | 日本水産 | 2,000 | 641.00 | 1,282,000 | |
| | | マルハニチロ | 200 | 2,891.00 | 578,200 | |
| | | 国際石油開発帝石 | 800 | 1,045.00 | 836,000 | |
| | | コムシスホールディングス | 2,000 | 3,200.00 | 6,400,000 | |
| | | 大成建設 | 400 | 4,240.00 | 1,696,000 | |
| | | 大林組 | 2,000 | 1,165.00 | 2,330,000 | |
| | | 清水建設 | 2,000 | 1,049.00 | 2,098,000 | |
| | | 長谷工コーポレーション | 400 | 1,404.00 | 561,600 | |
| | | 鹿島建設 | 1,000 | 1,453.00 | 1,453,000 | |
| | | 大和ハウス工業 | 2,000 | 3,377.00 | 6,754,000 | |
| | | 積水ハウス | 2,000 | 2,414.00 | 4,828,000 | |
| | | 日揮ホールディングス | 2,000 | 1,630.00 | 3,260,000 | |
| | | 日清製粉グループ本社 | 2,000 | 2,103.00 | 4,206,000 | |
| | | 明治ホールディングス | 400 | 7,560.00 | 3,024,000 | |
| | | 日本ハム | 1,000 | 4,690.00 | 4,690,000 | |
| | | サッポロホールディングス | 400 | 2,650.00 | 1,060,000 | |
| | | アサヒグループホールディングス | 2,000 | 5,200.00 | 10,400,000 | |
| | | 麒麟ホールディングス | 2,000 | 2,460.50 | 4,921,000 | |
| | | 宝ホールディングス | 2,000 | 1,058.00 | 2,116,000 | |
| | | キッコーマン | 2,000 | 5,530.00 | 11,060,000 | |
| 味の素 | 2,000 | 1,841.50 | 3,683,000 | | | |
| ニチレイ | 1,000 | 2,545.00 | 2,545,000 | | | |
| 日本たばこ産業 | 2,000 | 2,476.00 | 4,952,000 | | | |

| | | | |
|-----------------|--------|-----------|------------|
| 東洋紡 | 200 | 1,605.00 | 321,000 |
| ユニチカ | 200 | 365.00 | 73,000 |
| 帝人 | 400 | 2,074.00 | 829,600 |
| 東レ | 2,000 | 735.00 | 1,470,000 |
| 王子ホールディングス | 2,000 | 612.00 | 1,224,000 |
| 日本製紙 | 200 | 1,894.00 | 378,800 |
| クラレ | 2,000 | 1,314.00 | 2,628,000 |
| 旭化成 | 2,000 | 1,262.50 | 2,525,000 |
| 昭和電工 | 200 | 2,900.00 | 580,000 |
| 住友化学 | 2,000 | 499.00 | 998,000 |
| 日産化学 | 2,000 | 4,415.00 | 8,830,000 |
| 東ソー | 1,000 | 1,624.00 | 1,624,000 |
| トクヤマ | 400 | 3,015.00 | 1,206,000 |
| デンカ | 400 | 3,290.00 | 1,316,000 |
| 信越化学工業 | 2,000 | 11,800.00 | 23,600,000 |
| 三井化学 | 400 | 2,664.00 | 1,065,600 |
| 三菱ケミカルホールディングス | 1,000 | 821.60 | 821,600 |
| 宇部興産 | 200 | 2,323.00 | 464,600 |
| 日本化薬 | 2,000 | 1,357.00 | 2,714,000 |
| 花王 | 2,000 | 8,514.00 | 17,028,000 |
| D I C | 200 | 2,972.00 | 594,400 |
| 富士フイルムホールディングス | 2,000 | 5,110.00 | 10,220,000 |
| 資生堂 | 2,000 | 7,958.00 | 15,916,000 |
| 日東電工 | 2,000 | 6,240.00 | 12,480,000 |
| 協和キリン | 2,000 | 2,319.00 | 4,638,000 |
| 武田薬品工業 | 2,000 | 4,475.00 | 8,950,000 |
| アステラス製薬 | 10,000 | 1,844.50 | 18,445,000 |
| 大日本住友製薬 | 2,000 | 2,071.00 | 4,142,000 |
| 塩野義製薬 | 2,000 | 6,445.00 | 12,890,000 |
| 中外製薬 | 2,000 | 9,540.00 | 19,080,000 |
| エーザイ | 2,000 | 7,876.00 | 15,752,000 |
| 第一三共 | 2,000 | 6,913.00 | 13,826,000 |
| 大塚ホールディングス | 2,000 | 4,756.00 | 9,512,000 |
| 出光興産 | 800 | 2,972.00 | 2,377,600 |
| J X T Gホールディングス | 2,000 | 486.90 | 973,800 |
| 横浜ゴム | 1,000 | 2,277.00 | 2,277,000 |
| ブリヂストン | 2,000 | 4,395.00 | 8,790,000 |
| A G C | 400 | 3,945.00 | 1,578,000 |
| 日本板硝子 | 200 | 652.00 | 130,400 |
| 日本電気硝子 | 600 | 2,374.00 | 1,424,400 |
| 住友大阪セメント | 200 | 4,650.00 | 930,000 |
| 太平洋セメント | 200 | 3,205.00 | 641,000 |

| | | | |
|--------------------|-------|-----------|------------|
| 東海カーボン | 2,000 | 1,081.00 | 2,162,000 |
| TOTO | 1,000 | 4,765.00 | 4,765,000 |
| 日本碍子 | 2,000 | 1,822.00 | 3,644,000 |
| 日本製鉄 | 200 | 1,617.50 | 323,500 |
| 神戸製鋼所 | 200 | 557.00 | 111,400 |
| ジェイ エフ イー ホールディングス | 200 | 1,376.00 | 275,200 |
| 大平洋金属 | 200 | 2,459.00 | 491,800 |
| 日本軽金属ホールディングス | 2,000 | 225.00 | 450,000 |
| 三井金属鉱業 | 200 | 2,796.00 | 559,200 |
| 東邦亜鉛 | 200 | 2,111.00 | 422,200 |
| 三菱マテリアル | 200 | 2,933.00 | 586,600 |
| 住友金属鉱山 | 1,000 | 3,364.00 | 3,364,000 |
| DOWAホールディングス | 400 | 3,910.00 | 1,564,000 |
| 古河電気工業 | 200 | 3,020.00 | 604,000 |
| 住友電気工業 | 2,000 | 1,580.00 | 3,160,000 |
| フジクラ | 2,000 | 464.00 | 928,000 |
| SUMCO | 200 | 1,729.00 | 345,800 |
| 東洋製罐グループホールディングス | 2,000 | 1,927.00 | 3,854,000 |
| 日本製鋼所 | 400 | 2,325.00 | 930,000 |
| オークマ | 400 | 6,110.00 | 2,444,000 |
| アマダホールディングス | 2,000 | 1,225.00 | 2,450,000 |
| 小松製作所 | 2,000 | 2,590.00 | 5,180,000 |
| 住友重機械工業 | 400 | 3,150.00 | 1,260,000 |
| 日立建機 | 2,000 | 2,828.00 | 5,656,000 |
| クボタ | 2,000 | 1,698.00 | 3,396,000 |
| 荏原製作所 | 400 | 3,335.00 | 1,334,000 |
| ダイキン工業 | 2,000 | 15,570.00 | 31,140,000 |
| 日本精工 | 2,000 | 1,076.00 | 2,152,000 |
| NTN | 2,000 | 336.00 | 672,000 |
| ジェイテクト | 2,000 | 1,375.00 | 2,750,000 |
| 日立造船 | 400 | 417.00 | 166,800 |
| 三菱重工業 | 200 | 4,288.00 | 857,600 |
| IHI | 200 | 2,503.00 | 500,600 |
| 日清紡ホールディングス | 2,000 | 979.00 | 1,958,000 |
| コニカミノルタ | 2,000 | 716.00 | 1,432,000 |
| ミネベアミツミ | 2,000 | 2,135.00 | 4,270,000 |
| 日立製作所 | 400 | 4,165.00 | 1,666,000 |
| 三菱電機 | 2,000 | 1,527.00 | 3,054,000 |
| 富士電機 | 400 | 3,345.00 | 1,338,000 |
| 安川電機 | 2,000 | 4,020.00 | 8,040,000 |
| オムロン | 2,000 | 6,500.00 | 13,000,000 |
| | 400 | 2,252.00 | 900,800 |

| | | | |
|---------------------|-------|-----------|------------|
| ジーエス・ユアサ コーポレーション | | | |
| 日本電気 | 200 | 4,495.00 | 899,000 |
| 富士通 | 200 | 9,802.00 | 1,960,400 |
| 沖電気工業 | 200 | 1,510.00 | 302,000 |
| セイコーエプソン | 4,000 | 1,610.00 | 6,440,000 |
| パナソニック | 2,000 | 981.00 | 1,962,000 |
| ソニー | 2,000 | 6,896.00 | 13,792,000 |
| T D K | 2,000 | 11,650.00 | 23,300,000 |
| アルプスアルパイン | 2,000 | 2,488.00 | 4,976,000 |
| 横河電機 | 2,000 | 1,946.00 | 3,892,000 |
| アドバンテスト | 4,000 | 5,430.00 | 21,720,000 |
| カシオ計算機 | 2,000 | 2,064.00 | 4,128,000 |
| ファナック | 2,000 | 21,005.00 | 42,010,000 |
| 京セラ | 4,000 | 7,325.00 | 29,300,000 |
| 太陽誘電 | 2,000 | 2,914.00 | 5,828,000 |
| S C R E E Nホールディングス | 400 | 7,240.00 | 2,896,000 |
| キャノン | 3,000 | 3,023.00 | 9,069,000 |
| リコー | 2,000 | 1,118.00 | 2,236,000 |
| 東京エレクトロン | 2,000 | 22,805.00 | 45,610,000 |
| デンソー | 2,000 | 4,944.00 | 9,888,000 |
| 三井E & Sホールディングス | 200 | 881.00 | 176,200 |
| 川崎重工業 | 200 | 2,484.00 | 496,800 |
| 日産自動車 | 2,000 | 682.30 | 1,364,600 |
| いすゞ自動車 | 1,000 | 1,304.50 | 1,304,500 |
| トヨタ自動車 | 2,000 | 7,708.00 | 15,416,000 |
| 日野自動車 | 2,000 | 1,069.00 | 2,138,000 |
| 三菱自動車工業 | 200 | 488.00 | 97,600 |
| マツダ | 400 | 967.00 | 386,800 |
| 本田技研工業 | 4,000 | 3,109.00 | 12,436,000 |
| スズキ | 2,000 | 4,862.00 | 9,724,000 |
| S U B A R U | 2,000 | 2,908.00 | 5,816,000 |
| ヤマハ発動機 | 2,000 | 2,285.00 | 4,570,000 |
| テルモ | 8,000 | 3,863.00 | 30,904,000 |
| ニコン | 2,000 | 1,490.00 | 2,980,000 |
| オリンパス | 8,000 | 1,676.00 | 13,408,000 |
| シチズン時計 | 2,000 | 610.00 | 1,220,000 |
| バンダイナムコホールディングス | 2,000 | 6,778.00 | 13,556,000 |
| 凸版印刷 | 1,000 | 2,181.00 | 2,181,000 |
| 大日本印刷 | 1,000 | 3,005.00 | 3,005,000 |
| ヤマハ | 2,000 | 6,020.00 | 12,040,000 |
| 東京電力ホールディングス | 200 | 474.00 | 94,800 |
| 中部電力 | 200 | 1,526.00 | 305,200 |

| | | | |
|---------------------|--------|-----------|------------|
| 関西電力 | 200 | 1,239.00 | 247,800 |
| 東京瓦斯 | 400 | 2,616.00 | 1,046,400 |
| 大阪瓦斯 | 400 | 2,033.00 | 813,200 |
| 東武鉄道 | 400 | 4,070.00 | 1,628,000 |
| 東急 | 1,000 | 2,181.00 | 2,181,000 |
| 小田急電鉄 | 1,000 | 2,744.00 | 2,744,000 |
| 京王電鉄 | 400 | 7,170.00 | 2,868,000 |
| 京成電鉄 | 1,000 | 4,605.00 | 4,605,000 |
| 東日本旅客鉄道 | 200 | 10,275.00 | 2,055,000 |
| 西日本旅客鉄道 | 200 | 9,903.00 | 1,980,600 |
| 東海旅客鉄道 | 200 | 22,720.00 | 4,544,000 |
| 日本通運 | 200 | 6,900.00 | 1,380,000 |
| ヤマトホールディングス | 2,000 | 1,869.00 | 3,738,000 |
| 日本郵船 | 200 | 1,911.00 | 382,200 |
| 商船三井 | 200 | 2,907.00 | 581,400 |
| 川崎汽船 | 200 | 1,788.00 | 357,600 |
| A N Aホールディングス | 200 | 3,713.00 | 742,600 |
| 三菱倉庫 | 1,000 | 2,846.00 | 2,846,000 |
| Zホールディングス | 800 | 383.00 | 306,400 |
| トレンドマイクロ | 2,000 | 5,850.00 | 11,700,000 |
| スカパーJ S A Tホールディングス | 200 | 471.00 | 94,200 |
| 日本電信電話 | 400 | 5,549.00 | 2,219,600 |
| K D D I | 12,000 | 3,165.00 | 37,980,000 |
| N T Tドコモ | 200 | 3,010.00 | 602,000 |
| 東宝 | 200 | 4,500.00 | 900,000 |
| エヌ・ティ・ティ・データ | 10,000 | 1,505.00 | 15,050,000 |
| コナミホールディングス | 2,000 | 4,850.00 | 9,700,000 |
| ソフトバンクグループ | 12,000 | 4,211.00 | 50,532,000 |
| 双日 | 200 | 342.00 | 68,400 |
| 伊藤忠商事 | 2,000 | 2,426.50 | 4,853,000 |
| 丸紅 | 2,000 | 804.80 | 1,609,600 |
| 豊田通商 | 2,000 | 3,850.00 | 7,700,000 |
| 三井物産 | 2,000 | 1,962.00 | 3,924,000 |
| 住友商事 | 2,000 | 1,656.00 | 3,312,000 |
| 三菱商事 | 2,000 | 2,878.50 | 5,757,000 |
| J . フロント リテイリング | 1,000 | 1,441.00 | 1,441,000 |
| 三越伊勢丹ホールディングス | 2,000 | 987.00 | 1,974,000 |
| セブン&アイ・ホールディングス | 2,000 | 4,162.00 | 8,324,000 |
| ファミリーマート | 8,000 | 2,646.00 | 21,168,000 |
| 高島屋 | 1,000 | 1,311.00 | 1,311,000 |
| 丸井グループ | 2,000 | 2,670.00 | 5,340,000 |
| イオン | 2,000 | 2,239.00 | 4,478,000 |

| | | | | | |
|----|-------------------------------|-------|-----------|---------------|--|
| | ファーストリテイリング | 2,000 | 66,830.00 | 133,660,000 | |
| | コンコルディア・フィナンシャルグループ | 2,000 | 442.00 | 884,000 | |
| | 新生銀行 | 200 | 1,766.00 | 353,200 | |
| | あおぞら銀行 | 200 | 2,767.00 | 553,400 | |
| | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 2,000 | 576.00 | 1,152,000 | |
| | りそなホールディングス | 200 | 463.10 | 92,620 | |
| | 三井住友トラスト・ホールディングス | 200 | 4,211.00 | 842,200 | |
| | 三井住友フィナンシャルグループ | 200 | 4,012.00 | 802,400 | |
| | 千葉銀行 | 2,000 | 617.00 | 1,234,000 | |
| | ふくおかフィナンシャルグループ | 400 | 2,070.00 | 828,000 | |
| | 静岡銀行 | 2,000 | 826.00 | 1,652,000 | |
| | みずほフィナンシャルグループ | 2,000 | 170.20 | 340,400 | |
| | 大和証券グループ本社 | 2,000 | 544.90 | 1,089,800 | |
| | 野村ホールディングス | 2,000 | 552.00 | 1,104,000 | |
| | 松井証券 | 2,000 | 886.00 | 1,772,000 | |
| | S O M P Oホールディングス | 500 | 4,332.00 | 2,166,000 | |
| | M S & A Dインシュアランスグループホールディングス | 600 | 3,580.00 | 2,148,000 | |
| | ソニーフィナンシャルホールディングス | 400 | 2,431.00 | 972,400 | |
| | 第一生命ホールディングス | 200 | 1,774.00 | 354,800 | |
| | 東京海上ホールディングス | 1,000 | 6,000.00 | 6,000,000 | |
| | T & Dホールディングス | 400 | 1,251.00 | 500,400 | |
| | クレディセゾン | 2,000 | 1,814.00 | 3,628,000 | |
| | 東急不動産ホールディングス | 2,000 | 734.00 | 1,468,000 | |
| | 三井不動産 | 2,000 | 2,733.00 | 5,466,000 | |
| | 三菱地所 | 2,000 | 2,017.50 | 4,035,000 | |
| | 東京建物 | 1,000 | 1,595.00 | 1,595,000 | |
| | 住友不動産 | 2,000 | 3,851.00 | 7,702,000 | |
| | エムスリー | 4,800 | 2,990.00 | 14,352,000 | |
| | ディー・エヌ・エー | 600 | 1,765.00 | 1,059,000 | |
| | 電通 | 2,000 | 4,070.00 | 8,140,000 | |
| | サイバーエージェント | 400 | 3,695.00 | 1,478,000 | |
| | 楽天 | 2,000 | 940.00 | 1,880,000 | |
| | リクルートホールディングス | 6,000 | 4,020.00 | 24,120,000 | |
| | 日本郵政 | 2,000 | 1,040.50 | 2,081,000 | |
| | セコム | 2,000 | 9,555.00 | 19,110,000 | |
| 計 | 銘柄数：225 | | | 1,297,686,620 | |
| | 組入時価比率：77.0% | | | 100.0% | |
| 合計 | | | | 1,297,686,620 | |

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

「（その他の注記）3. デリバティブ取引関係」に表示しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ミリオン（従業員積立投資プラン）ボンドミックス ポ - トフォリオ

（2019年11月29日現在）

| | |
|------------------|--------------|
| 資産総額 | 134,644,891円 |
| 負債総額 | 18,995円 |
| 純資産総額（ - ） | 134,625,896円 |
| 発行済数量 | 110,440,264口 |
| 1 単位当たり純資産額（ / ） | 1.2190円 |

（参考）ミリオン・インデックス マザ - ファンド

（2019年11月29日現在）

| | |
|------------------|----------------|
| 資産総額 | 1,680,874,399円 |
| 負債総額 | 1,135,166円 |
| 純資産総額（ - ） | 1,679,739,233円 |
| 発行済数量 | 1,138,309,949口 |
| 1 単位当たり純資産額（ / ） | 1.476円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。

受益者等に対する特典
該当事項はありません。

内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
該当事項はありません。

受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権

が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし
ます。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益
権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座
簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設
したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替
機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益
権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記
録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が
異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判
断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に
対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにした
がい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払
い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほ
か、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（2019年11月末日現在）

| | |
|---------------------|------------|
| （1）資本金の額 | 10億円 |
| 会社が発行する株式の総数 | 2,600,000株 |
| 発行済株式の総数 | 554,701株 |
| 最近5年間における主な資本金の額の増減 | なし |

（2）委託会社の機構

委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決めます。

運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部及び投資情報部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月1回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画・運用実施計画に基づいて、運用の指図を行います。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用(投資運用業)及びその受益権の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2019年11月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。(親投資信託を除く。)

| 種類 | 本数(本) | 純資産総額(億円) |
|------------|-------|-----------|
| 追加型株式投資信託 | 163 | 10,996 |
| 追加型公社債投資信託 | 3 | 2,421 |
| 単位型株式投資信託 | 63 | 1,234 |
| 単位型公社債投資信託 | 8 | 124 |
| 合計 | 237 | 14,776 |

純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(自2018年4月1日至2019年3月31日)の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

(3) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。

なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(自2019年4月1日至2019年9月30日)の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2018年3月31日現在) | 当事業年度 (2019年3月31日現在) |
|----------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 14,934,990 | 15,708,895 |
| 有価証券 | | 90,390 |
| 未収委託者報酬 | 993,411 | 1,080,542 |
| 未収運用受託報酬 | 88,940 | 14,356 |
| 未収投資助言報酬 | 11,660 | 11,660 |
| 前払費用 | 65,995 | 66,647 |
| 未収入金 | | 5,399 |
| 未収収益 | 40,570 | 19,886 |
| その他の流動資産 | 3,980 | 4,904 |

| | | | | |
|------------|---|------------|---|------------|
| 流動資産合計 | | 16,139,548 | | 17,002,683 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | | | |
| 建物 | 1 | 240,672 | 1 | 228,682 |
| 器具備品 | 1 | 47,370 | 1 | 37,985 |
| 有形固定資産合計 | | 288,043 | | 266,667 |
| 無形固定資産 | | | | |
| ソフトウェア | | 7,477 | | 6,782 |
| 電話加入権 | | 2,122 | | 2,122 |
| 無形固定資産合計 | | 9,600 | | 8,904 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 投資有価証券 | | 1,844,495 | | 1,647,347 |
| 親会社株式 | | 857,359 | | 348,548 |
| 長期差入保証金 | | 231,934 | | 232,079 |
| 前払年金費用 | | 45,243 | | 31,734 |
| 繰延税金資産 | | | | 59,229 |
| その他 | | 26,705 | | 25,580 |
| 貸倒引当金 | | 14,510 | | 14,510 |
| 投資その他の資産合計 | | 2,991,227 | | 2,330,010 |
| 固定資産合計 | | 3,288,871 | | 2,605,582 |
| 資産合計 | | 19,428,420 | | 19,608,265 |

| | 前事業年度 (2018年3月31日現在) | 当事業年度 (2019年3月31日現在) |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 16,162 | 15,536 |
| 前受投資助言報酬 | 631 | 631 |
| 未払金 | 582,657 | 625,305 |
| 未払収益分配金 | 9 | 5 |
| 未払償還金 | 5,001 | 5,001 |
| 未払手数料 | 469,243 | 512,821 |
| その他未払金 | 108,404 | 107,476 |
| 未払費用 | 191,964 | 202,822 |
| 未払法人税等 | 266,953 | 105,393 |
| 未払消費税等 | 69,533 | |
| 賞与引当金 | 12,423 | 11,400 |
| 流動負債合計 | 1,140,326 | 961,089 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 293,554 | 310,078 |
| 役員退職慰労引当金 | 43,030 | 17,880 |
| 繰延税金負債 | 52,458 | |
| 資産除去債務 | 88,744 | 89,658 |
| 長期未払金 | 106,702 | 67,901 |
| 固定負債合計 | 584,490 | 485,518 |
| 負債合計 | 1,724,816 | 1,446,608 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |

| | | |
|--------------|------------|------------|
| 資本金 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 566,500 | 566,500 |
| 資本剰余金合計 | 566,500 | 566,500 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 179,830 | 179,830 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | 5,718,662 | 5,718,662 |
| 繰越利益剰余金 | 9,766,079 | 10,500,468 |
| 利益剰余金合計 | 15,664,571 | 16,398,960 |
| 株主資本合計 | 17,231,071 | 17,965,460 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 472,532 | 196,196 |
| 評価・換算差額等合計 | 472,532 | 196,196 |
| 純資産合計 | 17,703,603 | 18,161,657 |
| 負債・純資産合計 | 19,428,420 | 19,608,265 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) | 当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) |
|--------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 12,228,981 | 10,964,360 |
| 運用受託報酬 | 122,677 | 40,492 |
| 投資助言報酬 | 28,168 | 28,800 |
| 営業収益合計 | 12,379,827 | 11,033,653 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 6,153,368 | 5,343,010 |
| 広告宣伝費 | 202,382 | 183,752 |
| 公告費 | 175 | |
| 受益権管理費 | 17,980 | 17,749 |
| 調査費 | 1,604,822 | 1,601,396 |
| 調査費 | 369,732 | 305,474 |
| 委託調査費 | 1,235,089 | 1,295,921 |
| 委託計算費 | 283,795 | 272,941 |
| 営業雑経費 | 336,121 | 340,974 |
| 通信費 | 55,390 | 57,308 |
| 印刷費 | 217,222 | 216,118 |
| 諸経費 | 51,998 | 56,348 |
| 協会費 | 8,471 | 8,137 |
| 諸会費 | 3,038 | 3,061 |
| 営業費用合計 | 8,598,645 | 7,759,824 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 1,558,069 | 1,490,747 |
| 役員報酬 | 154,200 | 120,600 |
| 給料・手当 | 1,403,769 | 1,364,335 |
| 賞与 | 100 | 5,811 |

| | | |
|-------------|-----------|-----------|
| 交際費 | 19,557 | 21,170 |
| 寄付金 | 18,911 | 16,786 |
| 旅費交通費 | 45,188 | 39,050 |
| 租税公課 | 56,132 | 51,822 |
| 不動産賃借料 | 217,300 | 219,956 |
| 賞与引当金繰入 | 12,423 | 11,400 |
| 退職給付費用 | 75,720 | 78,631 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 7,060 | 6,500 |
| 固定資産減価償却費 | 34,131 | 31,740 |
| 諸経費 | 339,022 | 336,645 |
| 一般管理費合計 | 2,383,517 | 2,304,450 |
| 営業利益 | 1,397,665 | 969,377 |

| | 前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) | | 当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | |
|--------------|----------------------------------------|-----------|----------------------------------------|-----------|
| 営業外収益 | | | | |
| 受取配当金 | 1 | 54,254 | 1 | 36,327 |
| 受取利息 | | 1,186 | | 1,329 |
| 約款時効収入 | | 3,127 | | 3 |
| 雑益 | | 5,395 | | 2,989 |
| 営業外収益合計 | | 63,964 | | 40,650 |
| 営業外費用 | | | | |
| 固定資産除却損 | 2 | 85 | 2 | 253 |
| 為替差損 | | 139 | | 257 |
| 雑損 | | 60 | | 94 |
| 営業外費用合計 | | 286 | | 605 |
| 経常利益 | | 1,461,343 | | 1,009,422 |
| 特別利益 | | | | |
| 有価証券償還益 | | 32,986 | | |
| 投資有価証券売却益 | | 11,937 | | 646 |
| 投資有価証券償還益 | | 618 | | 71 |
| 親会社株式売却益 | | 7,388 | | 130,424 |
| 特別利益合計 | | 52,931 | | 131,141 |
| 特別損失 | | | | |
| 有価証券償還損 | | 10,994 | | |
| 投資有価証券売却損 | | 48,590 | | 13,131 |
| 投資有価証券償還損 | | 3,041 | | 1,560 |
| ゴルフ会員権評価損 | | | | 1,125 |
| 特別損失合計 | | 62,626 | | 15,816 |
| 税引前当期純利益 | | 1,451,648 | | 1,124,747 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 500,764 | | 338,839 |
| 法人税等調整額 | | 50,983 | | 10,269 |
| 法人税等合計 | | 449,781 | | 349,108 |
| 当期純利益 | | 1,001,866 | | 775,639 |

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 | |
|---------------------------------|-----------|---------|-------------|---------|-----------|-------------|------------|------------------|----------------|-----------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | 株主資本 合計 | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算差額等 合計 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | | その他利益剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | | | |
| 当期首残高 | 1,000,000 | 566,500 | 566,500 | 179,830 | 5,718,662 | 8,805,462 | 14,703,955 | 16,270,455 | 470,961 | 470,961 | 16,741,416 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 41,250 | 41,250 | 41,250 | | | 41,250 |
| 当期純利益 | | | | | | 1,001,866 | 1,001,866 | 1,001,866 | | | 1,001,866 |
| 株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額） | | | | | | | | | 1,570 | 1,570 | 1,570 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 960,616 | 960,616 | 960,616 | 1,570 | 1,570 | 962,187 |
| 当期末残高 | 1,000,000 | 566,500 | 566,500 | 179,830 | 5,718,662 | 9,766,079 | 15,664,571 | 17,231,071 | 472,532 | 472,532 | 17,703,603 |

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 | |
|---------------------------------|-----------|---------|-------------|---------|-----------|-------------|------------|------------------|----------------|-----------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | 株主資本 合計 | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算差額等 合計 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | | その他利益剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | | | |
| 当期首残高 | 1,000,000 | 566,500 | 566,500 | 179,830 | 5,718,662 | 9,766,079 | 15,664,571 | 17,231,071 | 472,532 | 472,532 | 17,703,603 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 41,250 | 41,250 | 41,250 | | | 41,250 |
| 当期純利益 | | | | | | 775,639 | 775,639 | 775,639 | | | 775,639 |
| 株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額） | | | | | | | | | 276,335 | 276,335 | 276,335 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 734,389 | 734,389 | 734,389 | 276,335 | 276,335 | 458,053 |
| 当期末残高 | 1,000,000 | 566,500 | 566,500 | 179,830 | 5,718,662 | 10,500,468 | 16,398,960 | 17,965,460 | 196,196 | 196,196 | 18,161,657 |

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」23,838千円は、「固定負債」の「繰延税金負債」76,296千円と相殺して、「固定負債」の「繰延税金負債」52,458千円として表示しており、変更前と比べて総資産が23,838千円減少しております。

(貸借対照表関係)

1有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (2018年3月31日) | 当事業年度 (2019年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 建物 | 13,625千円 | 25,616千円 |
| 器具備品 | 85,304 " | 97,870 " |
| 計 | 98,930 " | 123,486 " |

(損益計算書関係)

1各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日) | 当事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日) |
|-------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 受取配当金 | 40,591千円 | 19,610千円 |

2固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日) | 当事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日) |
|------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 器具備品 | 85千円 | 253千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2017年4月1日至2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 普通株式(株) | 825,000 | | | 825,000 |

2. 剰余金の配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2017年6月22日 定時株主総会 | 普通株式 | 41,250 | 50 | 2017年3月31日 | 2017年6月23日 |

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の 総額(千円) | 配当金の 原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|------------|-----------------|------------|------------|
| 2018年6月21日 定時株主総会 | 普通株式 | 41,250 | 利益剰余金 | 50 | 2018年3月31日 | 2018年6月22日 |

当事業年度(自2018年4月1日至2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 普通株式(株) | 825,000 | | | 825,000 |

2. 剰余金の配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2018年6月21日 定時株主総会 | 普通株式 | 41,250 | 50 | 2018年3月31日 | 2018年6月22日 |

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の 総額(千円) | 配当金の 原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|------------|-----------------|------------|------------|
| 2019年6月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 37,125 | 利益剰余金 | 45 | 2019年3月31日 | 2019年6月21日 |

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2018年3月31日) | 当事業年度 (2019年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 1年以内 | 226,338 | 226,338 |
| 1年超 | 622,429 | 396,091 |
| 合計 | 848,767 | 622,429 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、投資有価証券、親会社株式及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

前事業年度（2018年3月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|----------------|------------|------------|-------|
| (1) 現金及び預金 | 14,934,990 | 14,934,990 | |
| (2) 未収委託者報酬 | 993,411 | 993,411 | |
| (3) 投資有価証券 | 1,290,634 | 1,290,634 | |
| (4) 親会社株式 | 857,359 | 857,359 | |
| (5) 長期差入保証金 | 231,934 | 230,827 | 1,106 |
| (6) 未払金（未払手数料） | 469,243 | 469,243 | |
| (7) 未払法人税等 | 266,953 | 266,953 | |

当事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|----------------|------------|------------|-------|
| (1) 現金及び預金 | 15,708,895 | 15,708,895 | |
| (2) 未収委託者報酬 | 1,080,542 | 1,080,542 | |
| (3) 投資有価証券 | 1,093,486 | 1,093,486 | |
| (4) 親会社株式 | 348,548 | 348,548 | |
| (5) 長期差入保証金 | 232,079 | 232,995 | 1,083 |
| (6) 未払金（未払手数料） | 512,821 | 512,821 | |
| (7) 未払法人税等 | 105,393 | 105,393 | |

（注1）金融商品の時価の算定方法

（1）現金及び預金、（2）未収委託者報酬、（6）未払金（未払手数料）、（7）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券、（4）親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

（5）長期差入保証金

合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

| 区分 | 前事業年度 (2018年3月31日) | 当事業年度 (2019年3月31日) |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 非上場株式 | 553,861 | 553,861 |

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2018年3月31日)

(単位:千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|------------------------------------------|------------|-------------|--------------|---------|
| 現金及び預金 | 14,934,990 | | | |
| 未収委託者報酬 | 993,411 | | | |
| 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他 | | 888,608 | 27,474 | |
| 長期差入保証金 | | 5,596 | | 226,338 |
| 合計 | 15,928,401 | 894,204 | 27,474 | 226,338 |

当事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|------------------------------------------|------------|-------------|--------------|---------|
| 現金及び預金 | 15,708,895 | | | |
| 未収委託者報酬 | 1,080,542 | | | |
| 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他 | 90,390 | 612,770 | 141,852 | |
| 長期差入保証金 | | 5,741 | | 226,338 |
| 合計 | 16,879,828 | 618,511 | 141,852 | 226,338 |

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2018年3月31日)

(単位:千円)

| 区分 | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
|-------------------------|--------------------------------|--------------|---------|---------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | (1) 株式 | 1,203,455 | 481,381 | 722,073 |
| | (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 | | | |
| | (3) その他 | 164,939 | 140,000 | 24,939 |

| | | | | |
|------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------|-----------|---------|
| 小計 | | 1,368,395 | 621,381 | 747,013 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの | (1) 株式 (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 (3) その他 | 11,830 | 12,350 | 520 |
| 小計 | | 779,599 | 845,533 | 65,934 |
| 合計 | | 2,147,994 | 1,466,915 | 681,078 |

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 553,861千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

| 区分 | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
|------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------|-----------|---------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | (1) 株式 (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 (3) その他 | 647,368 | 328,806 | 318,562 |
| 小計 | | 806,073 | 465,106 | 340,967 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの | (1) 株式 (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 (3) その他 | 10,465 | 12,350 | 1,885 |
| 小計 | | 715,886 | 772,183 | 56,297 |
| 小計 | | 726,351 | 784,533 | 58,182 |
| 合計 | | 1,532,425 | 1,249,639 | 282,785 |

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 553,861千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

(単位:千円)

| 種類 | 売却額 | 売却益の 合計額 | 売却損の 合計額 |
|--------|--------|-------------|-------------|
| (1) 株式 | 14,102 | 7,388 | |

| | | | |
|--------------------------------|---------|--------|--------|
| (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 | | | |
| (3) その他 | 794,347 | 11,937 | 48,590 |
| 合計 | 808,449 | 19,326 | 48,590 |

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

（単位：千円）

| 種類 | 売却額 | 売却益の 合計額 | 売却損の 合計額 |
|--------------------------------|---------|-------------|-------------|
| (1) 株式 | 283,000 | 130,424 | |
| (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 | | | |
| (3) その他 | 251,515 | 646 | 13,131 |
| 合計 | 534,515 | 131,070 | 13,131 |

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

該当ありません。

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型DC岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

| | 前事業年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日) | 当事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日) |
|-------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 554,146 | 595,688 |
| 勤務費用 | 56,263 | 54,500 |
| 利息費用 | 443 | 416 |

| | | |
|--------------|---------|---------|
| 数理計算上の差異の発生額 | 11,388 | 13,891 |
| 退職給付の支払額 | 3,777 | 25,631 |
| 退職給付債務の期末残高 | 595,688 | 611,083 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) | 当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) |
|--------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 年金資産の期首残高 | 310,452 | 343,897 |
| 期待運用収益 | 1,552 | 1,719 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 14,965 | 4,398 |
| 事業主からの拠出額 | 18,743 | 17,595 |
| 退職給付の支払額 | 1,816 | 8,692 |
| 年金資産の期末残高 | 343,897 | 350,120 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2018年3月31日) | 当事業年度 (2019年3月31日) |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 289,888 | 296,922 |
| 年金資産 | 343,897 | 350,120 |
| | 54,008 | 53,197 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 305,799 | 314,160 |
| 未積立退職給付債務 | 251,790 | 260,962 |
| 未認識数理計算上の差異 | 3,480 | 17,380 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 248,310 | 278,343 |
| 退職給付引当金 | 293,554 | 310,078 |
| 前払年金費用 | 45,243 | 31,734 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 248,310 | 278,343 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) | 当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) |
|-----------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 勤務費用 | 56,263 | 54,500 |
| 利息費用 | 443 | 416 |
| 期待運用収益 | 1,552 | 1,719 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 6,005 | 11,368 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 61,160 | 64,566 |

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2018年3月31日) | 当事業年度 (2019年3月31日) |
|------|-------------------------|-------------------------|
| 株式 | 37.1% | 37.8% |
| 一般勘定 | 31.1% | 31.1% |
| 債券 | 19.0% | 18.2% |
| その他 | 12.8% | 12.9% |
| 合計 | 100.0% | 100.0% |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

| | 前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) | 当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) |
|-----------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 割引率 | 0.07% | 0.00% |
| 長期期待運用収益率 | 0.50% | 0.50% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度14,560千円、当事業年度13,786千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2018年3月31日) | 当事業年度 (2019年3月31日) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 退職給付引当金 | 89,886 | 94,946 |
| 役員退職慰労引当金 | 13,175 | 5,474 |
| 賞与引当金 | 3,803 | 3,490 |
| ゴルフ会員権評価損 | 1,838 | 2,182 |
| 貸倒引当金 | 4,442 | 4,442 |
| その他有価証券評価差額金 | 20,189 | 17,815 |
| 投資有価証券評価損 | 2,817 | 2,817 |
| 資産除去債務 | 27,173 | 27,453 |
| 未払事業税 | 15,447 | 8,927 |
| 未払不動産賃借料 | 44,553 | 32,672 |
| その他 | 5,461 | 4,884 |
| 繰延税金資産の合計 | 228,789 | 205,108 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 228,735 | 104,404 |
| 未収配当金 | 12,367 | 6,003 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 26,291 | 25,753 |
| 前払年金費用 | 13,853 | 9,717 |

| | | |
|---------------|---------|---------|
| 繰延税金負債の合計 | 281,248 | 145,878 |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | 52,458 | 59,229 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度(2018年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(2019年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から50年と見積り、割引率は1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位:千円)

| | 前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) | 当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) |
|-----------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 期首残高 | 87,840 | 88,744 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | | |
| 時の経過による調整額 | 904 | 914 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | | |
| 期末残高 | 88,744 | 89,658 |

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略

しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

前事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 (千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|------------|--------|------------------|-----------|--------------------|-------------|------------------|-------------------|-------|-----------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 岡三証券株式会社 | 東京都中央区 | 5,000,000 | 証券業 | 被所有 直接 2.30% | 当社ファンドの募集取扱 | 支払手数料の支払 (注2) | 2,775,979 (注1) | 未払手数料 | 196,664 (注1) |

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 (千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|------------|--------|------------------|-----------|--------------------|-------------|------------------|-------------------|-------|-----------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 岡三証券株式会社 | 東京都中央区 | 5,000,000 | 証券業 | 被所有 直接 2.30% | 当社ファンドの募集取扱 | 支払手数料の支払 (注2) | 2,526,525 (注1) | 未払手数料 | 275,275 (注1) |

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社岡三証券グループ（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (2018年3月31日) | 当事業年度 (2019年3月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 1株当たり純資産額 | 21,458円91銭 | 22,014円13銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 1,214円38銭 | 940円16銭 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

| | 前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) | 当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) |
|--|----------------------------------------|----------------------------------------|
| | | |

| | | |
|--------------|-------------|-----------|
| 当期純利益金額 | 1,001,866千円 | 775,639千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | | |
| 普通株式に係る当期純利益 | 1,001,866千円 | 775,639千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 825,000株 | 825,000株 |

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

| | 前事業年度 (2018年3月31日) | 当事業年度 (2019年3月31日) |
|---------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 純資産の部の合計額 | 17,703,603千円 | 18,161,657千円 |
| 純資産の部から控除する合計額 | | |
| 普通株式に係る期末の純資産額 | 17,703,603千円 | 18,161,657千円 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数 | 825,000株 | 825,000株 |

(重要な後発事象)

自己株式の取得

当社は、2019年6月20日開催の第55回定時株主総会において、株主還元と資本効率の向上を目的として、会社法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に関する事項を決議いたしました。

(1) 取得株式の種類

普通株式

(2) 取得株式の総数

300,000株（上限）

(3) 株式の取得価額の総額

5,000,000千円（上限）

(4) 取得期間

第55回定時株主総会終結の時から1年以内

中間財務諸表

(1) [中間貸借対照表]

(単位：千円)

| | | 当中間会計期間 (2019年9月30日) |
|----------|---|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | | 11,577,854 |
| 有価証券 | | 91,135 |
| 未収委託者報酬 | | 1,013,435 |
| 未収運用受託報酬 | | 10,153 |
| 未収投資助言報酬 | | 26,605 |
| その他の流動資産 | | 71,423 |
| 流動資産合計 | | 12,790,607 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 | 274,774 |
| 無形固定資産 | | 7,476 |
| 投資その他の資産 | | 2,203,992 |
| 投資有価証券 | | 1,863,074 |
| その他 | | 355,427 |
| 貸倒引当金 | | 14,510 |
| 固定資産合計 | | 2,486,242 |
| 資産合計 | | 15,276,850 |

(単位：千円)

| | | 当中間会計期間 (2019年9月30日) |
|-------------------|---|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | | 22,336 |
| 前受運用受託報酬 | | 6,173 |
| 前受投資助言報酬 | | 29 |
| 未払金 | | 585,939 |
| 未払収益分配金 | | 5 |
| 未払償還金 | | 5,001 |
| 未払手数料 | | 478,485 |
| その他未払金 | | 102,446 |
| 賞与引当金 | | 5,045 |
| 未払法人税等 | | 174,478 |
| その他流動負債 | 2 | 231,496 |
| 流動負債合計 | | 1,025,498 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | | 326,116 |
| 役員退職慰労引当金 | | 20,350 |
| 長期未払金 | | 48,501 |
| 資産除去債務 | | 90,120 |
| 固定負債合計 | | 485,088 |
| 負債合計 | | 1,510,586 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | 1,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | 566,500 |
| 資本剰余金合計 | | 566,500 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | 179,830 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | | 5,718,662 |
| 繰越利益剰余金 | | 6,104,715 |
| 利益剰余金合計 | | 12,003,207 |
| 株主資本合計 | | 13,569,707 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 196,556 |
| 評価・換算差額等合計 | | 196,556 |
| 純資産合計 | | 13,766,263 |
| 負債・純資産合計 | | 15,276,850 |

(2) [中間損益計算書]

(単位：千円)

当中間会計期間
（自 2019年4月1日
至 2019年9月30日）

| | | |
|--------------|---|-----------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 5,323,820 |
| 運用受託報酬 | | 17,862 |
| 投資助言報酬 | | 14,439 |
| 営業収益合計 | | 5,356,123 |
| 営業費用 | | 3,783,838 |
| 一般管理費 | | 1,073,515 |
| 営業利益 | | 498,769 |
| 営業外収益 | 1 | 15,101 |
| 営業外費用 | | 61 |
| 経常利益 | | 513,809 |
| 特別利益 | | 490 |
| 特別損失 | 2 | 29,095 |
| 税引前中間純利益 | | 485,204 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 159,909 |
| 法人税等調整額 | | 11,710 |
| 法人税等合計 | | 148,199 |
| 中間純利益 | | 337,005 |

(3) [中間株主資本等変動計算書]

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 | | |
|---------------------------------------------------|-----------|---------|-----------------|---------|-----------|-------------|------------|------------|--------------------------|-----------|------------------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本 合計 | その他 有価証 券評価 差額金 | | 評価・ 換算差 額等合 計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰 余金合 計 | | その他利益剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | | | | |
| 当期首残高 | 1,000,000 | 566,500 | 566,500 | 179,830 | 5,718,662 | 10,500,468 | 16,398,960 | - | 17,965,460 | 196,196 | 196,196 | 18,161,657 |
| 当中間期 変動額 | | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の 配当 | | | | | | 37,125 | 37,125 | | 37,125 | | | 37,125 |
| 中間純 利益 | | | | | | 337,005 | 337,005 | | 337,005 | | | 337,005 |
| 自己株 式の取 得 | | | | | | | | 4,695,634 | 4,695,634 | | | 4,695,634 |
| 自己株 式の消 却 | | | | | | 4,695,634 | 4,695,634 | 4,695,634 | | | | - |
| 株主資 本以外 の項目 の当中 間期変 動額 (純 額) | | | | | | | | | | 359 | 359 | 359 |
| 当中間期 変動額合 計 | - | - | - | - | - | 4,395,753 | 4,395,753 | - | 4,395,753 | 359 | 359 | 4,395,394 |
| 当中間期 末残高 | 1,000,000 | 566,500 | 566,500 | 179,830 | 5,718,662 | 6,104,715 | 12,003,207 | - | 13,569,707 | 196,556 | 196,556 | 13,766,263 |

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1有形固定資産の減価償却累計額

| | 当中間会計期間 (2019年9月30日) |
|------|---------------------------|
| 建物 | 31,603千円 |
| 器具備品 | 104,008 " |
| 計 | 135,611 " |

2消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1営業外収益の主要項目は、次のとおりであります。

| | 当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日) |
|-------|--------------------------------------------|
| 受取配当金 | 13,250千円 |
| 受取利息 | 666 " |

2特別損失の主要項目は、次のとおりであります。

| | 当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日) |
|-----------|--------------------------------------------|
| 有価証券評価損 | 22,595千円 |
| 投資有価証券売却損 | 5,890 " |

3減価償却実施額は、次のとおりであります。

| | 当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日) |
|--------|--------------------------------------------|
| 有形固定資産 | 12,423千円 |
| 無形固定資産 | 1,428 " |

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当中間会計期間増加 | 当中間会計期間減少 | 当中間会計期間末 |
|---------|---------|-----------|-----------|----------|
| 普通株式（株） | 825,000 | | 270,299 | 554,701 |

変動事由の概要

自己株式の消却による減少 270,299株

2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当中間会計期間増加 | 当中間会計期間減少 | 当中間会計期間末 |
|---------|---------|-----------|-----------|----------|
| 普通株式（株） | | 270,299 | 270,299 | |

変動事由の概要

自己株式の取得による増加 270,299株

自己株式の消却による減少 270,299株

3. 剰余金の配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2019年6月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 37,125 | 45 | 2019年3月31日 | 2019年6月21日 |

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | 当中間会計期間 (2019年9月30日) | |
|------|-------------------------|----|
| 1年以内 | 226,338 | 千円 |
| 1年超 | 282,922 | " |
| 合計 | 509,260 | " |

(金融商品関係)

当中間会計期間(2019年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2)参照)。

(単位:千円)

| | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------------|------------|------------|----|
| (1)現金及び預金 | 11,577,854 | 11,577,854 | |
| (2)有価証券 | 91,135 | 91,135 | |
| (3)未収委託者報酬 | 1,013,435 | 1,013,435 | |
| (4)投資有価証券 | 1,309,213 | 1,309,213 | |
| (5)未払金(未払手数料) | 478,485 | 478,485 | |
| (6)未払法人税等 | 174,478 | 174,478 | |

(注1)金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬、(5)未払金(未払手数料)、(6)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額

(単位：千円)

| 区分 | 当中間会計期間 (2019年9月30日) |
|-------|-------------------------|
| 非上場株式 | 553,861 |

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当中間会計期間(2019年9月30日)

(単位：千円)

| 区分 | 種類 | 中間貸借 対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
|------------------------|--------------------------------|--------------------|-----------|---------|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1) 株式 | 625,407 | 328,806 | 296,601 |
| | (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 | | | |
| | (3) その他 | 182,531 | 155,000 | 27,531 |
| 小計 | | 807,939 | 483,806 | 324,132 |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1) 株式 | 10,075 | 12,350 | 2,275 |
| | (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 | | | |
| | (3) その他 | 582,334 | 620,888 | 38,554 |
| 小計 | | 592,409 | 633,238 | 40,829 |
| 合計 | | 1,400,348 | 1,117,044 | 283,303 |

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額 553,861千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間(2019年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの
当該資産除去債務の総額の増減

| | 当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30 日) | |
|------------|----------------------------------------------|----|
| 期首残高 | 89,658 | 千円 |
| 時の経過による調整額 | 461 | " |
| 当中間会計期間末残高 | 90,120 | " |

(セグメント情報等)

1.セグメント情報

当中間会計期間（自2019年4月1日 至2019年9月30日）

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお「投資顧問部門」のセグメントの営業収益、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

当中間会計期間（自2019年4月1日 至2019年9月30日）

(1)製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自2019年4月1日 至2019年9月30日）

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自2019年4月1日 至2019年9月30日）

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自2019年4月1日 至2019年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 当中間会計期間 (2019年9月30日) |
|------------------------------------------|-------------------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 24,817円44銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 純資産の部の合計額(千円) | 13,766,263 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(千円) | |
| 普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円) | 13,766,263 |
| 普通株式の発行済株式数(株) | 554,701 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数(株) | 554,701 |

| | 当中間会計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日) |
|--------------------|----------------------------------------|
| (2) 1株当たり中間純利益金額 | 412円92銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 中間純利益金額(千円) | 337,005 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | |
| 普通株式に係る中間純利益金額(千円) | 337,005 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 816,138 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 「受託会社」

三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額

2019年3月末日現在、324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 「販売会社」（資本金の額は、2019年3月末日現在）

| 名称 | 資本金の額(百万円) | 事業の内容 |
|--------------|------------|---------------------------------|
| 岡三証券株式会社 | 5,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 岡三にいがた証券株式会社 | 852 | |

2【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

投資信託財産の保管、管理及び計算

委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

(2) 「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い

収益分配金の再投資

収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の取扱い

解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

委託会社は、岡三にいがた証券株式会社の株式を440,000株（持株比率8.01%）保有しています。（2019年3月末日現在）

岡三にいがた証券株式会社は、委託会社の株式を40,150株（持株比率7.24%）保有しています。（2019年9月末日現在）

第3【その他】

- 1 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- 2 目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの商品分類、形態等を表示する文言を記載すること及び次の事項を記載することがあります。
 - ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - ・目論見書の使用開始日
 - ・委託会社の名称、金融商品取引業者登録番号
 - ・委託会社の照会先（ホームページアドレス、電話番号及び受付時間）
 - ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・有価証券届出書の効力発生及びその確認方法に関する事項
 - ・ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」という旨
- 3 届出書本文「第一部証券情報」、「第二部ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表、指数、グラフ等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- 4 投資信託説明書（請求目論見書）の巻末に、ファンドの投資信託約款を添付します。
- 5 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2019年6月20日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 榎倉昭夫 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 猿渡裕子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年6月20日開催の定時株主総会において自己株式の取得を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年1月10日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 宝金正典 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 猿渡裕子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「ミリオン（従業員積立投資プラン）ボンドミックス ポートフォリオ」の2018年11月27日から2019年11月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「ミリオン（従業員積立投資プラン）ボンドミックス ポートフォリオ」の2019年11月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年12月2日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 榎倉昭夫 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 大橋 睦 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第56期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。